

檀原市公共施設等総合管理計画

令和8（2026）年3月 改訂

檀 原 市

目 次

1	はじめに	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画期間	3
1-4	対象施設	3
2	公共施設等の現況	4
2-1	公共施設の保有状況	4
2-2	インフラ系施設の保有状況	8
2-3	公営企業施設の保有状況	11
3	公共施設等を取り巻く現状と課題	12
3-1	老朽化の進行	12
3-2	人口の現状及び見通し	13
3-3	市民意向	14
3-4	財政の状況（普通会計決算）	16
3-5	将来コスト試算	17
3-6	現状や課題に関する基本認識	21
4	公共施設等の管理に関する方針	22
5	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
6	施設類型別の方針	27
6-1	市民文化・社会教育施設	27
6-1-1	地区公民館	27
6-1-2	中央公民館	29
6-1-3	集会施設	31
6-1-4	コミュニティセンター	33
6-1-5	文化ホール	35
6-1-6	図書館	37
6-1-7	博物館等	39
6-1-8	文化財施設	41
6-2	スポーツ施設	43
6-2-1	体育館	43
6-3	観光施設	45
6-3-1	観光案内所	45
6-3-2	観光トイレ	47
6-4	学校教育施設	49
6-4-1	小学校	49
6-4-2	中学校	52
6-4-3	給食室等	54
6-4-4	子ども総合支援センター	56
6-5	子育て支援施設	58

6-5-1	幼稚園	58
6-5-2	こども園	60
6-5-3	児童館	62
6-5-4	放課後児童健全育成施設	64
6-5-5	子育て施設	67
6-6	保健・福祉施設	69
6-6-1	レクリエーション施設	69
6-6-2	保健施設	71
6-7	行政施設	73
6-7-1	庁舎等	73
6-7-2	消防施設	75
6-7-3	倉庫	77
6-8	市営住宅	79
6-8-1	公営住宅	79
6-8-2	改良住宅	81
6-9	環境施設	83
6-9-1	環境施設	83
6-10	その他施設	85
6-10-1	駐車場	85
6-10-2	自転車駐車場	87
6-10-3	斎場・墓園	89
6-10-4	その他施設	91
6-11	道路	94
6-12	橋りょう	95
6-13	公園	96
6-14	下水道	97
7	推進体制	98
8	参考	100
	用語解説	101

留意事項

- ・本計画に掲載している図表中の数値は、注釈等の記載がない限り、令和7（2025）年3月31日時点の数値となります。
- ・本計画に掲載している図表中の数値は、単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は一致しない場合があります。

1 はじめに

1-1 背景と目的

全国的に少子高齢化の進展により人口減少社会が到来し、社会情勢が大きく変化する中、本市においても今後、人口の減少が見込まれています。これに伴い、税収の減少や高齢化の進行による社会福祉関連経費の増加が想定されており、持続可能な行政運営が大きな課題となっています。

また、市民ニーズは多様化・高度化しており、今後はより効率的な行政サービスの提供やコスト縮減が求められることから、行政サービスについては「量の確保」から「質の向上」へと転換していくことが重要となります。

公共施設等は、行政サービスを提供し、市民の暮らしを支える重要なライフラインであり、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な維持保全及び運営を行うことが求められています。

国においても、公共施設等の老朽化に対応するため、平成 26 (2014) 年 4 月に総務省より地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定が要請され、併せて「公共施設等総合管理計画の策定等に当たっての指針」が通知されるなど、公共施設等を適切に管理していくことは、全国的な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本市では、保有する公共施設等の状況を的確に把握し、限られた財源の中で総合的かつ長期的視点に立った適切な維持保全・企画・活用を行うため、平成 26 (2014) 年度から全庁横断的な情報の一元化に取り組んできました。

その取組の一環として、平成 28 (2016) 年 3 月に「橿原市ファシリティマネジメント基本方針」及び「橿原市公共施設白書」を、同年 9 月に本計画を、さらに平成 30 (2018) 年 12 月には「橿原市施設分類別基本方針」を策定・作成してきました。

本計画は長期間にわたる計画であることから、数値目標を短期・中期・長期に区分して設定しており、計画策定当初における短期の数値目標は令和 7 (2025) 年までとしていました。このため、計画の進捗や社会情勢の変化を踏まえ、令和 8 (2026) 年 3 月に計画の改訂を行いました。

改訂に当たっては、総務省の通知・要請内容を踏まえ、公共施設等を取り巻く現状や方針について改めて見直すとともに、本市が既に策定・作成している「橿原市ファシリティマネジメント基本方針」「橿原市公共施設白書」「橿原市施設分類別基本方針」を本計画に統合しました。

なお、本計画は、ファシリティマネジメントの経営手法を取り入れ、今後の総合的かつ計画的な公共施設等の管理の推進に向けた基本的な方針を明確にし、市民と共有することを目的として策定するものであり、今後の本市のまちづくりにおいて、個別具体の公共施設等のあり方を検討していく際の道標となるものです。

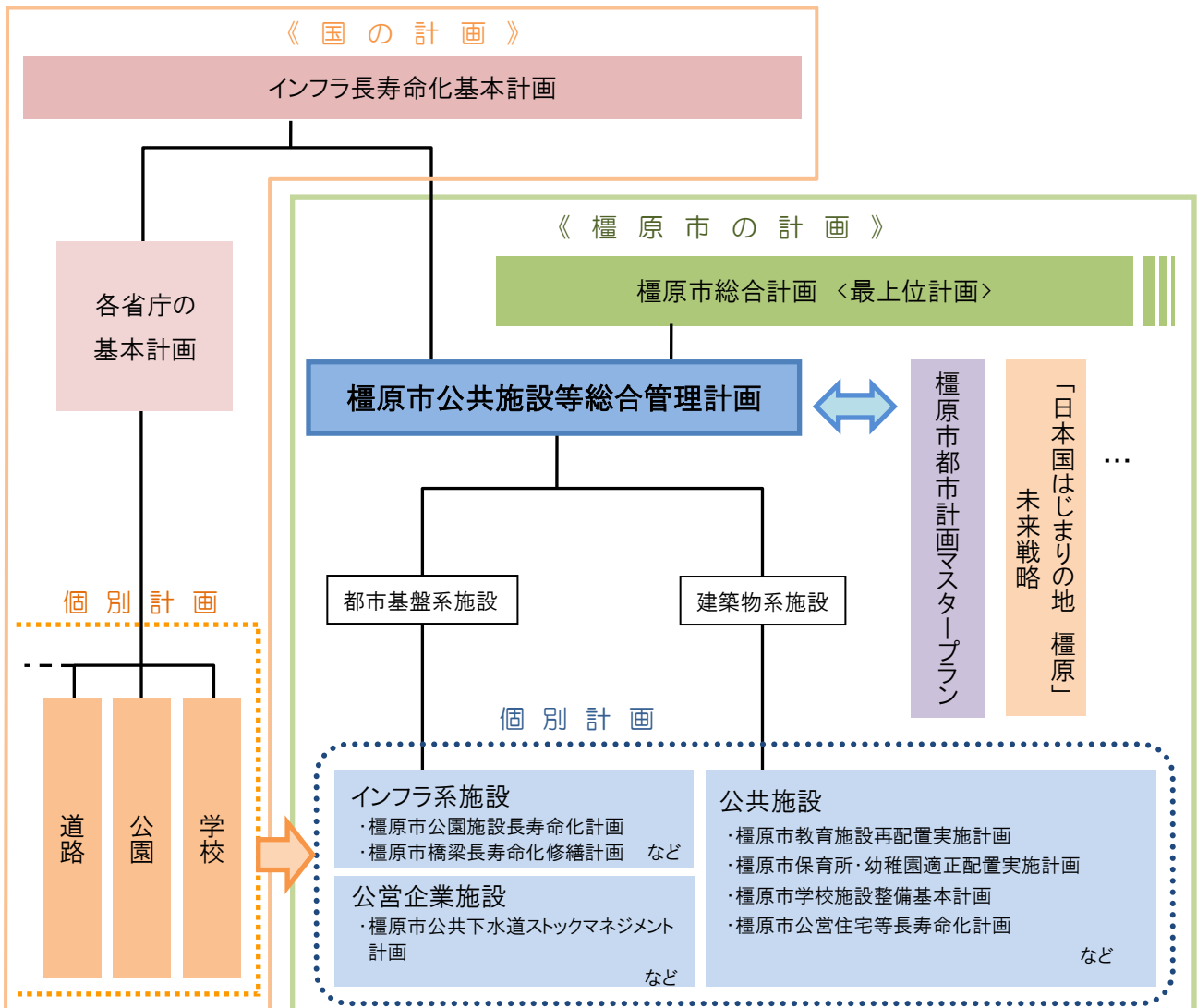
1-2 計画の位置付け

本計画は、平成 25（2013）年に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付けられるものであり、本市の最上位計画である「檀原市総合計画」に則し、「日本国はじまりの地 檀原」未来戦略」などを踏まえて策定しています。

また、「檀原市都市計画マスタープラン」を含むまちづくり関連の計画などとの整合を図りながら、分野横断的に公共施設等の役割や機能に関する方向性を示しています。

個別の施設における長寿命化計画や個別施設計画などについては、既存のものを含め、本計画を改めて上位計画として位置付け、これに則するものとします。

図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



1-3 計画期間

公共施設等のあり方について方針を示し、計画的な管理を実践していくためには、中長期的な視点が不可欠です。

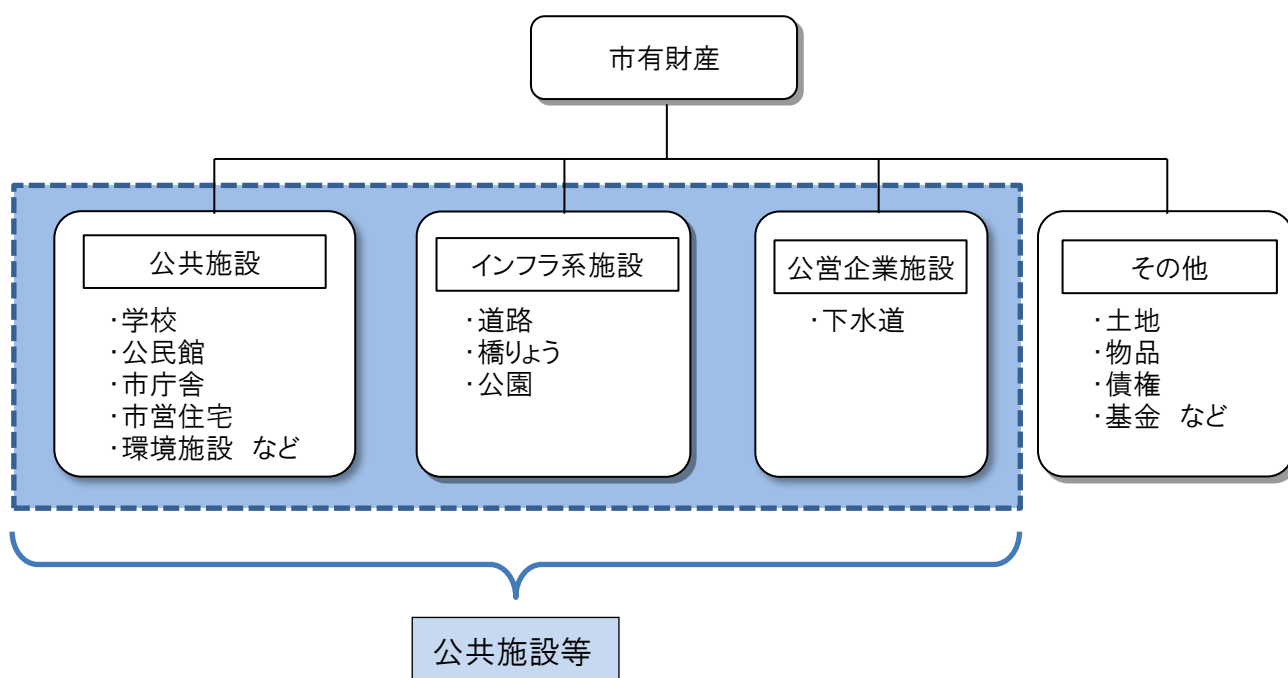
本計画の対象期間は、平成 28 (2016) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 40 年間としており、令和 8 (2026) 年 3 月の改訂後も同期間とします。

1-4 対象施設

本市が保有している財産には、学校や公民館などの「公共施設」(公共建築物)のほか、「インフラ系施設」(道路・橋りょう・公園などの都市基盤となる施設)、「公営企業施設」(下水道)、その他として土地・物品・債権・基金などがあります。

このうち、本計画では「公共施設」「インフラ系施設」「公営企業施設」(これらを総称して「公共施設等」とする。)を対象とします。

図 1-2 対象施設



2 公共施設等の現況

2-1 公共施設の保有状況

(1) 総量

本市が保有する公共施設は、令和7（2025）年3月31日現在、221施設*（延床面積407,371.68㎡）となっています。

表 2-1 公共施設一覧

大分類	施設数	延床面積	構成比	中分類	小分類	施設数	延床面積	構成比	
市民文化・ 社会教育施設	41件	41,838.48㎡	10.3%	集会施設	地区公民館	11件	7,661.90㎡	1.9%	
					中央公民館	3件	6,811.97㎡	1.7%	
					集会施設	8件	713.85㎡	0.2%	
				社会福祉施設	コミュニティセンター	2件	1,997.92㎡	0.5%	
					文化施設	文化ホール	1件	14,101.74㎡	3.5%
					図書館	図書館	1件	2,436.00㎡	0.6%
					博物館・ 文化財施設	博物館等	3件	5,900.42㎡	1.4%
				文化財施設		12件	2,214.68㎡	0.5%	
スポーツ施設	5件	11,511.73㎡	2.8%	スポーツ施設	体育館	5件	11,511.73㎡	2.8%	
観光施設	6件	1,317.10㎡	0.3%	観光案内所	観光案内所	1件	854.40㎡	0.2%	
					観光トイレ	観光トイレ	5件	462.70㎡	0.1%
学校教育施設	42件	174,316.20㎡	42.8%	学校	小学校	16件	99,048.56㎡	24.3%	
					中学校	7件	70,925.00㎡	17.4%	
				その他教育施設	給食室等	18件	3,367.33㎡	0.8%	
					子ども総合支援センター	1件	975.31㎡	0.2%	
子育て支援施設	48件	25,497.16㎡	6.3%	幼稚園・こども園	幼稚園	10件	8,533.50㎡	2.1%	
					こども園	5件	10,750.32㎡	2.6%	
				児童施設	児童館	3件	1,284.90㎡	0.3%	
					放課後児童健全育成施設	28件	4,324.98㎡	1.1%	
				子育て施設	子育て施設	2件	603.46㎡	0.1%	
保健・福祉施設	2件	5,608.04㎡	1.4%	レクリエーション施設	レクリエーション施設	1件	4,127.46㎡	1.0%	
				保健施設	保健施設	1件	1,480.58㎡	0.4%	
行政施設	24件	20,546.15㎡	5.0%	庁舎等	庁舎等	8件	17,029.64㎡	4.2%	
				消防施設	消防施設	10件	1,757.63㎡	0.4%	
				倉庫	倉庫	6件	1,758.88㎡	0.4%	
市営住宅	19件	50,497.68㎡	12.4%	市営住宅	公営住宅	12件	39,736.41㎡	9.8%	
					改良住宅	7件	10,761.27㎡	2.6%	
環境施設	3件	31,157.84㎡	7.6%	環境施設	環境施設	3件	31,157.84㎡	7.6%	
その他施設	31件	45,081.30㎡	11.1%	駐車場・駐輪場	駐車場	3件	18,187.69㎡	4.5%	
					自転車駐車場	10件	8,399.17㎡	2.1%	
				斎場・墓園	斎場・墓園	5件	5,001.03㎡	1.2%	
				その他施設	その他施設	13件	13,493.41㎡	3.3%	
公共施設計	221件	407,371.68㎡	-			221件	407,371.68㎡	-	

*複合施設（同一の建物内に複数の異なる機能を持った施設が併設）では、それぞれの機能を個別の施設数として捉えています。

(2) 施設分類別及び建築年別の状況

本市が保有する公共施設の延床面積について、分類別の構成比をみると、学校教育施設が42.8% (174,316.20 m²) と全体の4割以上を占めており、次いで市営住宅が12.4% (50,497.68 m²) となっています。

施設大分類別に公共施設の整備面積の推移をみると、昭和40(1965)年代半ばから昭和50(1975)年代後半にかけて学校教育施設や子育て支援施設を集中的に整備し、多い時には年間30,000 m²以上を整備しています。その後、平成15(2003)年頃までは、数年おきに年間10,000 m²以上の大規模な施設整備を行っていました。それ以降は、橿原市浄化センター、橿原市新沢千塚公園拠点施設、分庁舎において、大規模な施設整備を行いました。

図 2-1 施設大分類別の延床面積構成比

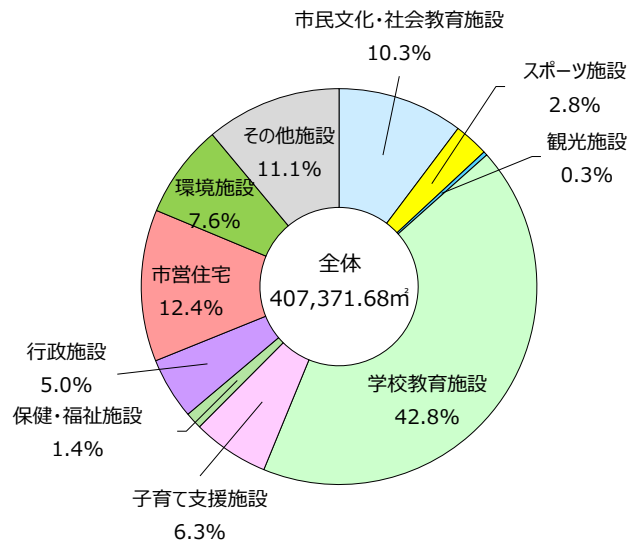
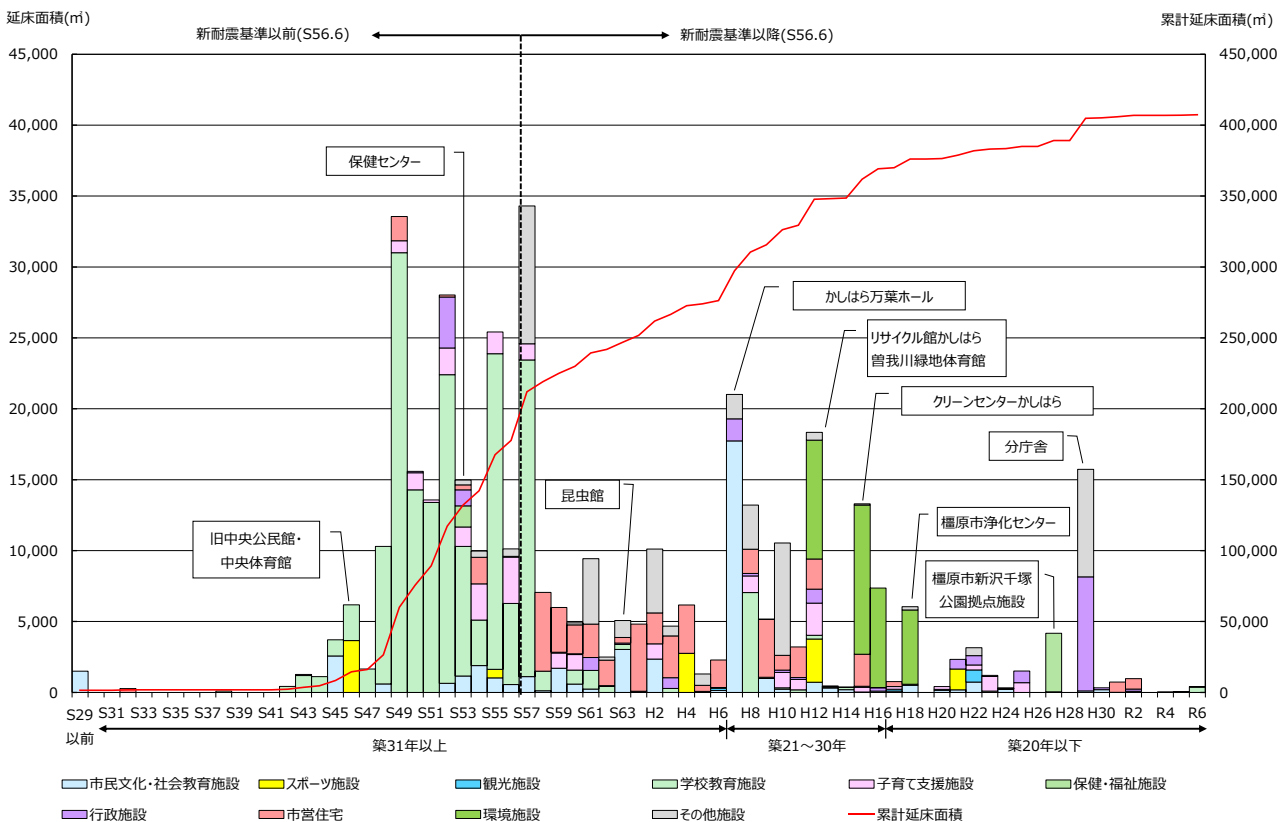


図 2-2 施設大分類別・建築年別の延床面積推移



(3) 耐震化の状況

新耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降の建築確認の適用基準）に基づいて設置した公共施設は、耐震性が確保されています。一方、旧耐震基準（昭和 56（1981）年 5 月 31 日までの建築確認の適用基準）に基づいて設置した公共施設のうち、本計画策定以前に耐震改修が未実施であった施設は、本計画を策定した平成 28（2016）年以降、耐震補強などの対策を講じてきました。今後も、安全確保の観点から、必要な対策を継続して実施します。

(4) 維持管理及び運営に係る経費の状況

本市の令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度における維持管理及び運営に係る経費の平均額は、年間で約 77.0 億円となっています。ここでの維持管理及び運営に係る経費とは、直接的な建物の維持管理に係る経費（光熱水費など）、施設運営に係る経費（警備業務や指定管理者業務、宿直業務など）、人件費（維持管理及び運営を行う職員）などを指します。

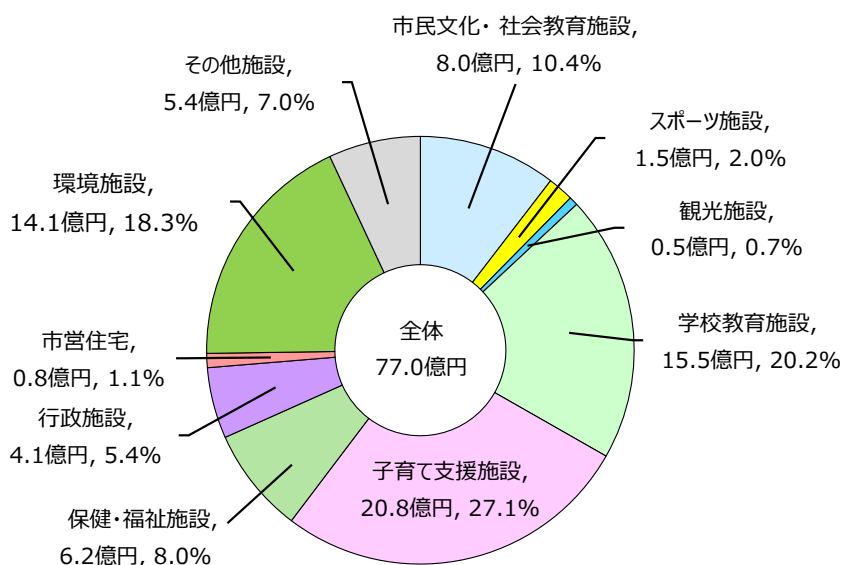
公共施設のライフサイクルコストの中では、更新時の建設費用や大規模改修費用と並んで、この維持管理及び運営に係る経費も大きな割合を占めています。

表 2-2 維持管理及び運営に係る経費の実績

(単位：千円)

費目	年度	R2	R3	R4	R5	R6
維持管理費		1,011,434	1,077,163	1,066,001	1,006,632	992,537
運営費		4,143,113	3,192,483	3,146,604	3,332,252	3,385,624
人件費		2,804,593	2,922,779	3,002,244	3,197,641	3,498,397
修繕料		208,502	118,322	120,308	141,955	125,835
合計		8,167,642	7,310,746	7,335,157	7,678,480	8,002,393

図 2-3 維持管理及び運営に係る経費の実績（施設大分類別、R2～R6 年度の平均額）



(5) 他都市との保有量比較

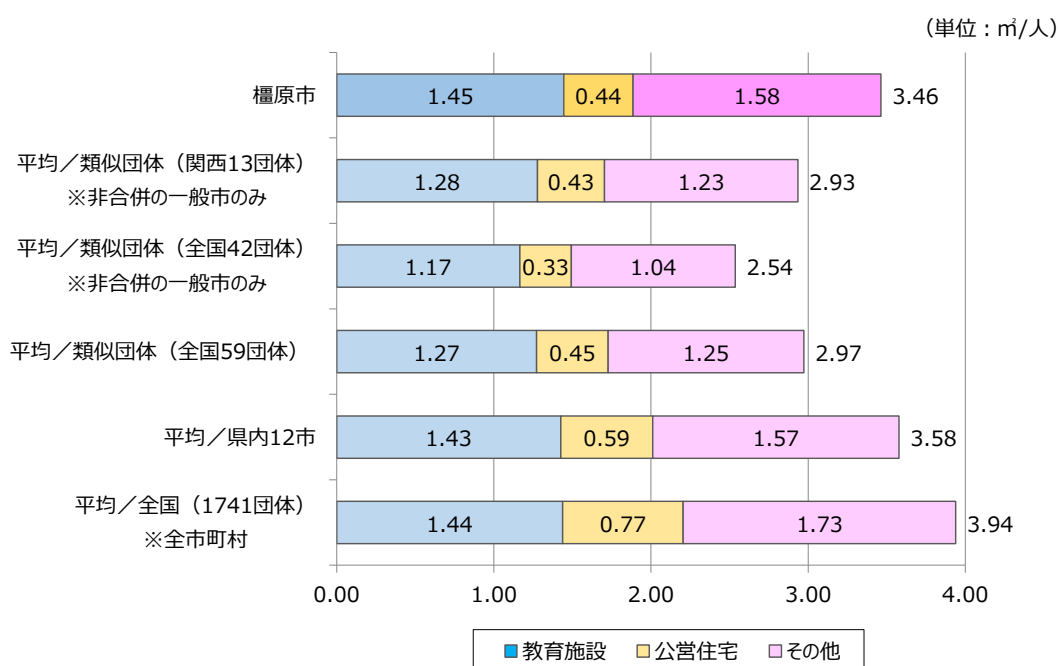
総務省「公共施設状況調」の令和5(2023)年度(令和6(2024)年3月31日現在)によると、本市の公共施設の延床面積は412,976㎡(ただし、公園の施設面積を除く)となっています。

また、総務省「【総計】令和6年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」によると、本市の人口は119,250人(令和6(2024)年1月1日現在)となっています。

以上のデータから、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積は、3.46㎡となり、全国1,741自治体の平均(3.94㎡)や、県内12市の平均(3.58㎡)より少なくなっています。一方、類似団体(全国59団体)の平均(2.97㎡)や、平成の大合併を行っていない類似団体の平均(関西13団体(2.93㎡)、全国42団体(2.54㎡))と比較すると、多くなっています。

また、公共施設を、教育施設・公営住宅・その他の三つに分類して比較すると、教育施設は全国1,741自治体の平均(1.44㎡)とほぼ同程度となっており、公営住宅は県内12市の平均(0.59㎡)や類似団体(全国59団体)の平均(0.45㎡)よりも少なくなっていますが、平成の大合併を行っていない類似団体の平均(関西13団体(0.43㎡)、全国42団体(0.33㎡))よりも多くなっています。その他は、県内12市の平均(1.57㎡)と同程度となっています。

図2-4 市民1人当たり公共施設延床面積の比較



※類似団体：類型「一般市 III-3」(人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上)

※延床面積は、総務省「公共施設状況調経年比較表 市町村経年比較表」の令和5(2023)年度の値(令和6(2024)年3月31日現在/ただし、公園の施設面積を除く)

※人口は、総務省「【総計】令和6年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」による値(令和6(2024)年1月1日現在)

2-2 インフラ系施設の保有状況

(1) 道路

本市では、一般道路 2,388 路線・実延長約 493.1km を保有しており、このうち幹線 1 級市道が 61 路線（約 32.3km、278,481 m²）、幹線 2 級市道が 31 路線（約 25.3km、177,256 m²）、その他市道が 2,296 路線（約 435.5km、2,505,442 m²）となっています。
 なお、自転車歩行者道は、8 路線（約 3.1km、11,051 m²）を保有しています。

表 2-3 道路の保有状況

区分	主な施設	路線数	実延長	面積
一般道路	幹線 1 級市道	61 路線	32,284m	278,481 m ²
	幹線 2 級市道	31 路線	25,290m	177,256 m ²
	その他市道	2,296 路線	435,535m	2,505,442 m ²
合 計		2,388 路線	493,109m	2,961,179 m ²
自転車歩行者道	—	8 路線	3,145m	11,051 m ²

図 2-5 一般道路の路線数

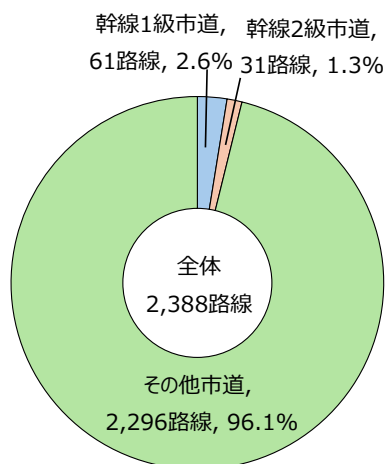
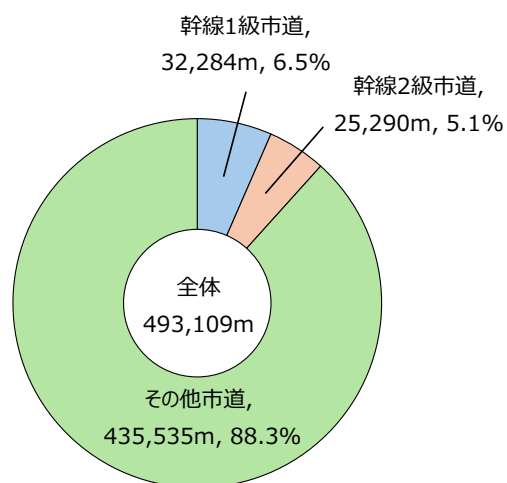


図 2-6 一般道路の実延長



幹線 1 級市道…本市の基幹的道路網を形成するために必要な道路で一般国道及び都道府県道以外の市道。

幹線 2 級市道…幹線 1 級市道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な市道。

(2) 橋りょう

本市では、全 388 橋・橋長約 4.0km の橋りょうを保有しています。このうち、橋長 15m 未満のものは 290 橋・橋長約 1.2km、橋長 15m 以上のものは 98 橋・橋長約 2.8km となっており、橋りょう数では 15m 未満の橋りょうが大半を占めています。なお、構造は PC 橋と RC 橋が大半を占めています。

表 2-4 橋りょうの保有状況

区分	主な施設	橋りょう数	橋長	面積
橋りょう	15m 未満	290 橋	1,187.87m	8,061.74 m ²
	15m 以上	98 橋	2,765.38m	18,912.20 m ²
合 計		388 橋	3,953.25m	26,973.94 m ²

図 2-7 橋りょうの橋長別件数

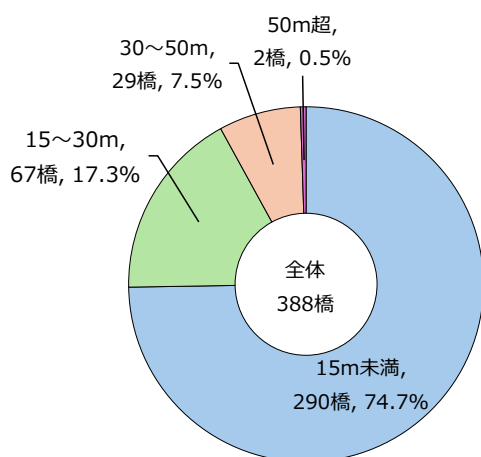
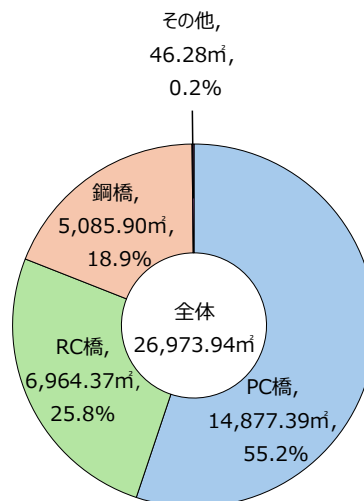


図 2-8 橋りょうの構造別面積



PC 橋…「プレキャストコンクリート造」の橋りょう。RC 橋よりも新しい工法で作られた、よりひび割れしづらい構造。

RC 橋…「鉄筋コンクリート造」の橋りょう。コンクリートの中に鉄筋を入れた構造。

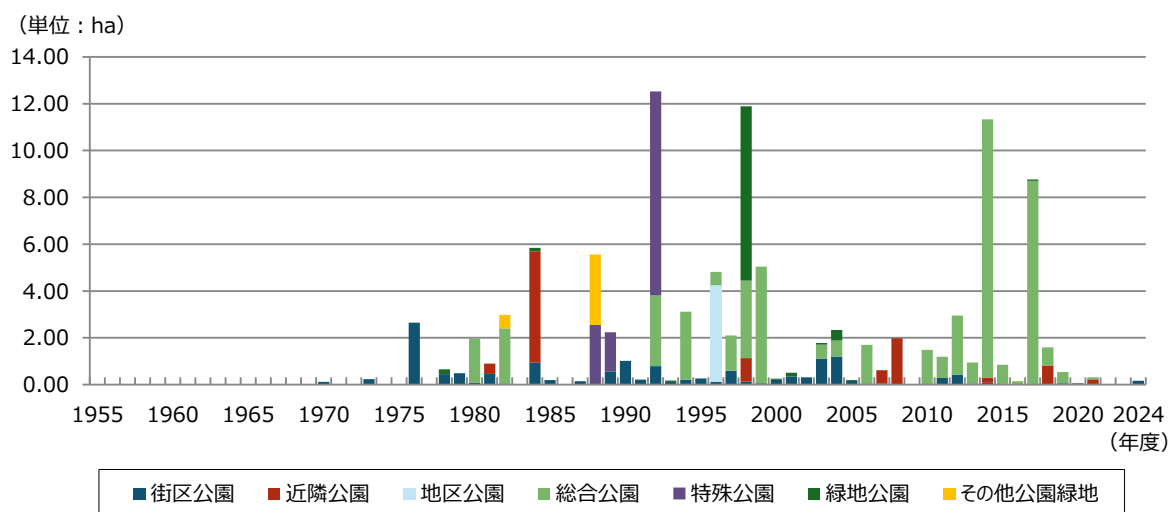
(3) 公園

本市では、一般的な街区公園・近隣公園のほか、総合公園や緑地公園などを配置しており、合計 257 件・約 105.41ha を管理しています。なお、公園内で管理しているトイレ等の建築物の延床面積は、6,127.60 m²となっています。

表 2-5 公園の保有状況

区分	主な施設	公園数	面積
公園	街区公園	217 件	14.42ha
	近隣公園	5 件	10.05ha
	地区公園	1 件	4.10ha
	総合公園	2 件	51.36ha
	特殊公園	2 件	12.94ha
	緑地公園	19 件	8.66ha
	その他公園緑地	11 件	3.89ha
合計		257 件	105.41ha

図 2-9 公園の年度別整備状況



年度不明分は含まず

街区公園…主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置しています。

近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置しています。

地区公園…主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置しています。

総合公園…都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置しています。

特殊公園…風致公園、墓園などの特殊な公園のことです。

緑地公園…主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている公園であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置しています。

その他公園緑地…緑道、未供用の公園のことです。

2-3 公営企業施設の保有状況

(1) 上水道

本市の上水道事業は、水道料金収入の減少や水道施設の老朽化などの課題を解決するため、令和7(2025)年4月から奈良県広域水道企業団において事業を行っています。

そのため、令和8(2026)年3月の本計画改訂時点において、本市が保有する施設はありません。

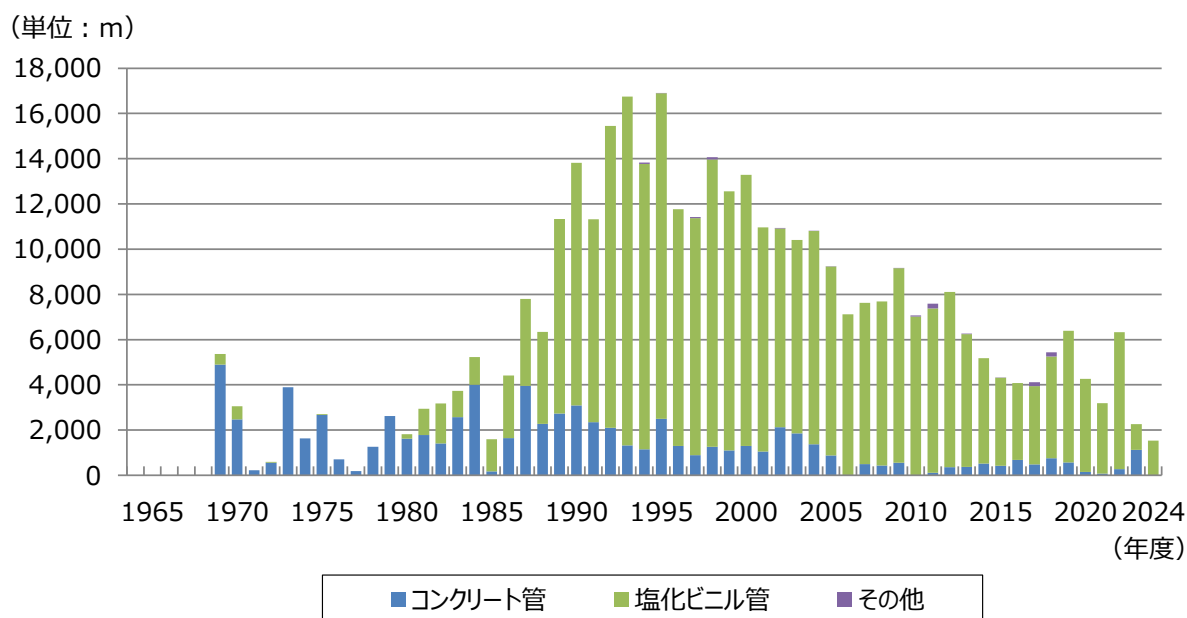
(2) 下水道

本市の下水道は、単独の公共下水道として昭和42(1967)年から整備が始まり、令和7(2025)年3月31日現在の下水道普及率は80.5%、管きよの総延長は約381.9kmとなっています。

表 2-6 下水道の保有状況

区分	主な施設	総延長
下水道	管きよ	381,857m

図 2-10 下水道（管きよ）の年度別整備延長



下水道の管きよ…下水を下水処理場まで送る管のことで、コンクリート管や塩化ビニル管などが使用されています。

3 公共施設等を取り巻く現状と課題

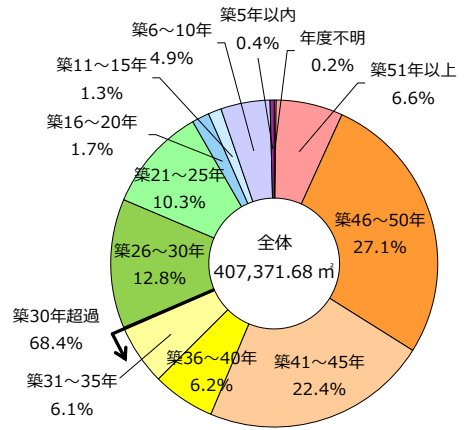
3-1 老朽化の進行

(1) 公共施設

本市の公共施設について、建築後年数別の延床面積構成比をみると、築 46～50 年が 27.1% (110,442.76 m²) と最も多く占めており、次いで築 41～45 年が 22.4% (91,358.54 m²)、築 26～30 年が 12.8% (52,009.74 m²) となっています。

一般的に築 20～30 年が大規模改修の周期とされていますが、築 30 年を経過している施設が 68.4% (278,756.11 m²) を占めています。

図 3-1 建築後年数別の延床面積構成比 (公共施設)

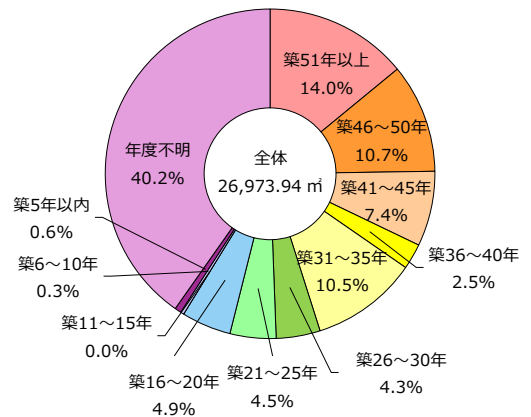


(2) インフラ系施設

道路・橋りょうについては、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進行しています。

橋りょうは、建設後 50 年を経過するものが 14.0% (3,788.90 m²) となっています。

図 3-2 建設後年数別の面積構成比 (橋りょう)

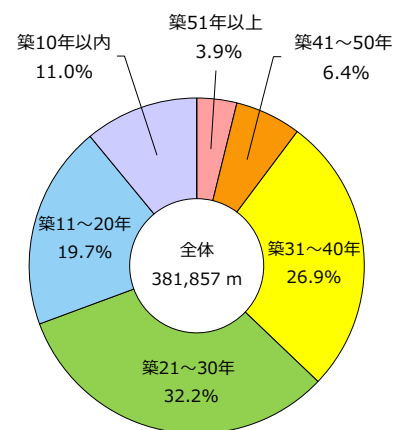


(3) 公営企業施設

下水道は昭和 42 (1967) 年から整備が始まっており、供用開始後 50 年を経過するものが 3.9% (14,745m) となっています。

今後は、適切な維持管理及び未整備地域への促進が求められます。

図 3-3 供用後年数別の管きょ延長構成比 (下水道)

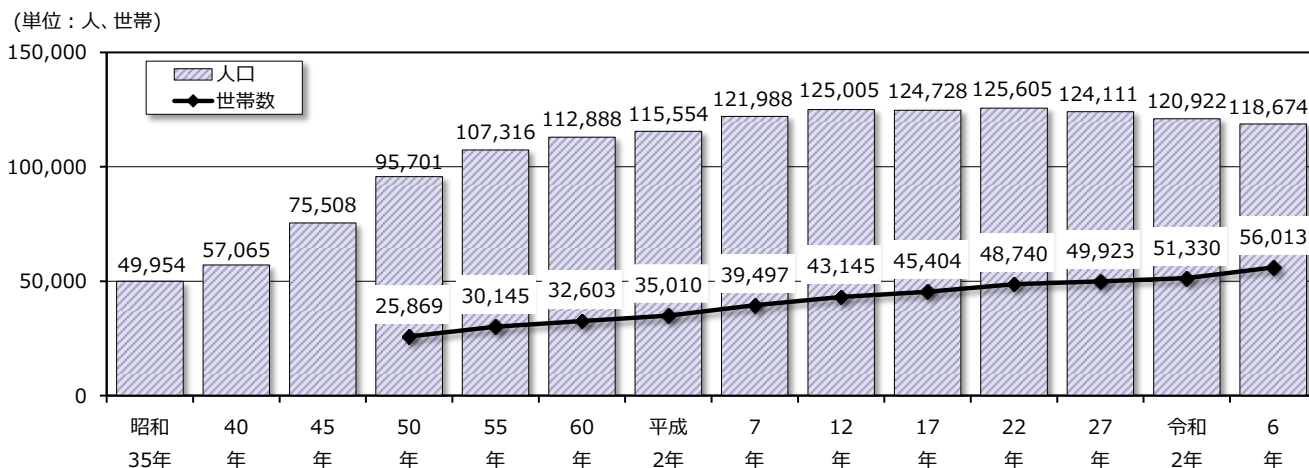


3-2 人口の現状及び見通し

本市の人口は、昭和 40（1965）年代から昭和 50（1975）年代にかけて急増し、平成 12（2000）年以降はほぼ横ばいの傾向が続きましたが、平成 22（2010）年をピークにその後は減少傾向にあります。

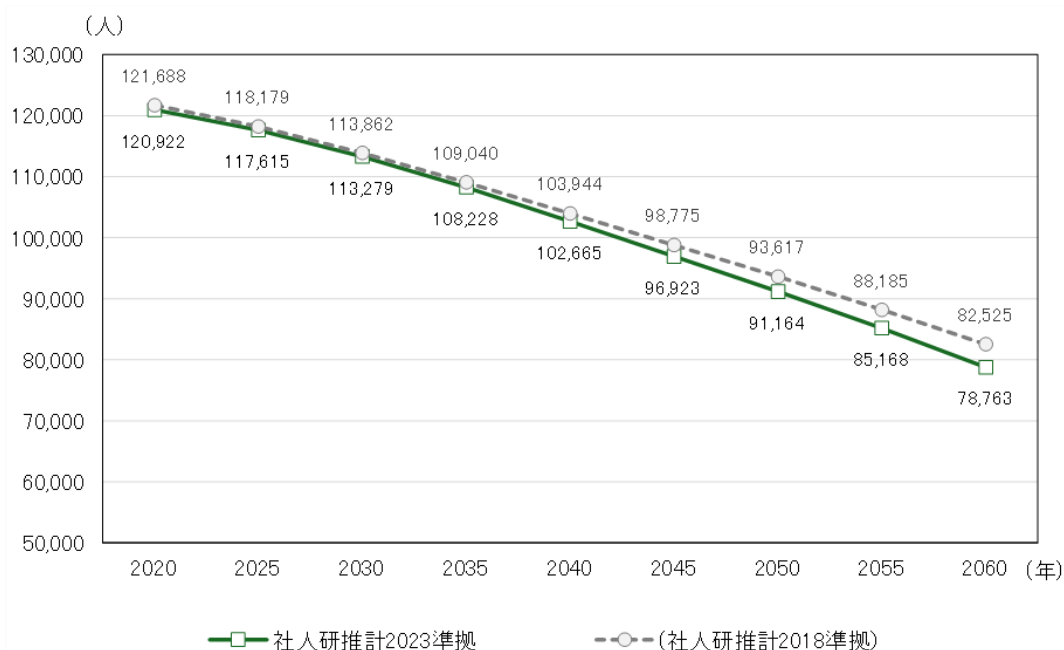
国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2023 準拠）では、本計画終了年次である令和 37（2055）年には総人口が 8 万 5,168 人になると推計されています。令和 6（2024）年の 11 万 8,674 人と比較すると、3 万 3,506 人（約 28.2%）減少する見込みとなっています。

図 3-4 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査（令和 6 年は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口）による

図 3-5 将来人口推計



資料：櫃原市第 4 次総合計画による

3-3 市民意向

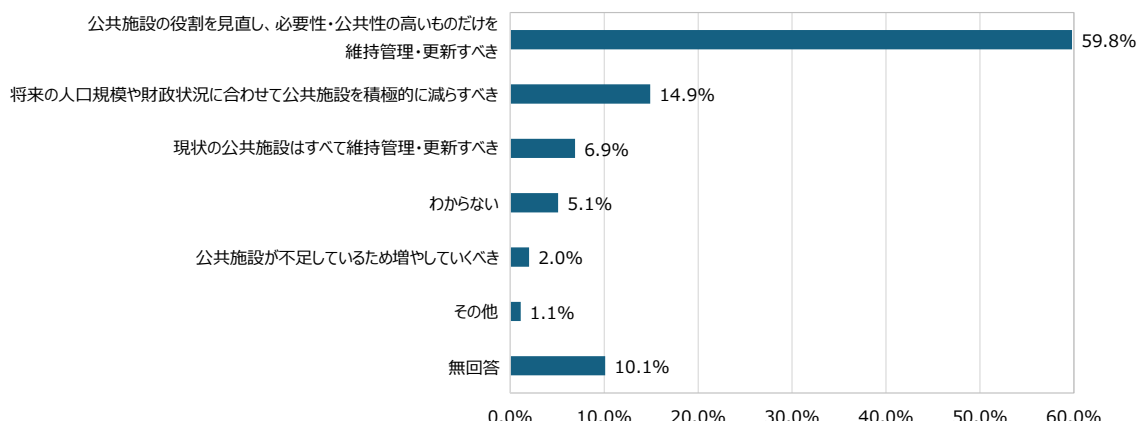
令和7（2025）年6月に「橿原市の公共施設に関するアンケート調査」（満16歳以上の市民5,000人を対象、有効回収率36.6%）を実施しました。

（1）施設総量

今後の公共施設の総量に関する設問では、59.8%が「公共施設の役割を見直し、必要性・公共性の高いものだけを維持管理・更新すべき」、14.9%が「将来の人口規模や財政状況に合わせて公共施設を積極的に減らすべき」と回答しています。一方、「現状の公共施設はすべて維持管理・更新すべき」、「公共施設が不足しているため増やしていくべき」と回答した方は、合計で8.9%となっています。

この結果から、必要性や公共性、将来の人口や財政等の状況を考慮した施設総量の適正化を望む傾向がうかがえます。

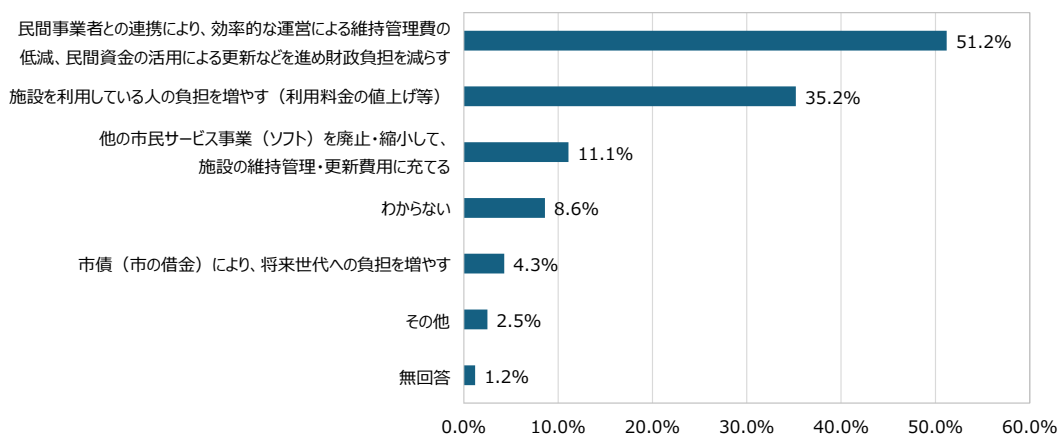
図3-6 今後の公共施設の総量に関する設問への回答



（2）財源

財源の確保に関する設問（複数回答可）では、51.2%が「民間事業者との連携により、効率的な運営による維持管理費の縮減、民間資金の活用による更新などを進め財政負担を減らす」、35.2%が「施設を利用している人の負担を増やす（利用料金の値上げ等）」と回答しており、できるだけ市の財政に影響を与えずに施設を維持することを望む傾向がうかがえます。

図3-7 公共施設の維持に要する財源に関する設問への回答（複数回答可）

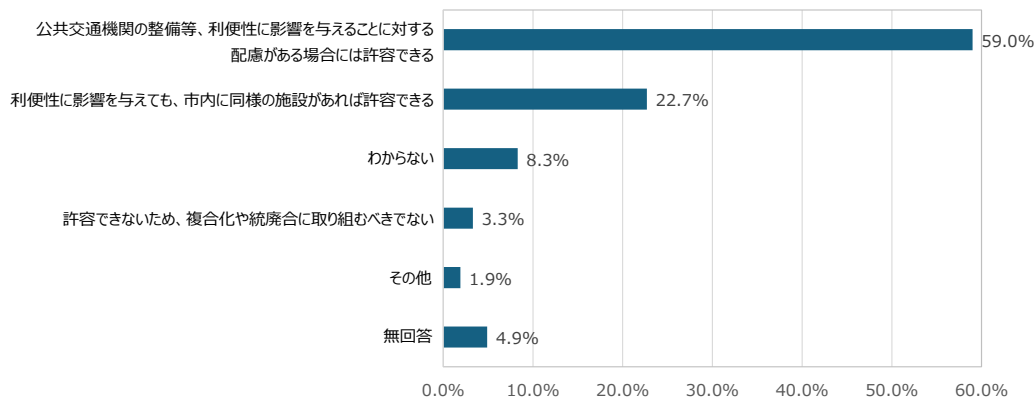


(3) 再編

公共施設の再編に関する設問では、59.0%が「公共交通機関の整備等、利便性に影響を与えることに対する配慮がある場合には許容できる」と回答しています。

また、22.7%が「利便性に影響を与えても、市内に同様の施設があれば許容できる」と回答しています。全体的には公共施設の再編をやむを得ないと考える傾向がうかがえます。

図 3-8 公共施設の再編と利便性への影響に関する設問への回答



3-4 財政の状況（普通会計決算）

歳入は、近年は490億円程度で推移していますが、令和6（2024）年度の市税などの自主財源は約218億円（約44%）となっており、本市の歳入の約6割は地方交付税や国庫支出金などに依存する構造となっています。今後は、生産年齢人口（15～64歳）の減少などにより、市税収入の大幅な増加が見込めないため、本市の財政運営は更に厳しくなると推測されます。

歳出は、近年は470億円程度で推移しており、令和6（2024）年度の義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は約263億円（約54%）となっています。そのうち、扶助費は、令和2（2020）年度では約113億円であったのが、令和6（2024）年度では約140億円と大きく増加しています。また、令和6（2024）年度の投資的経費は約45億円（約9%）となっており、増加傾向にあります。

図 3-9 歳入の推移

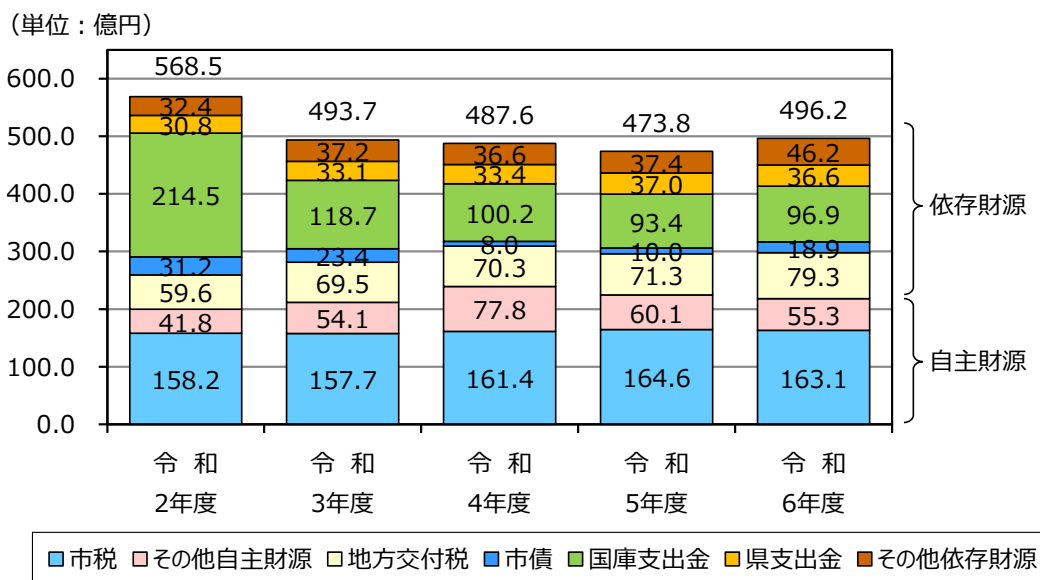
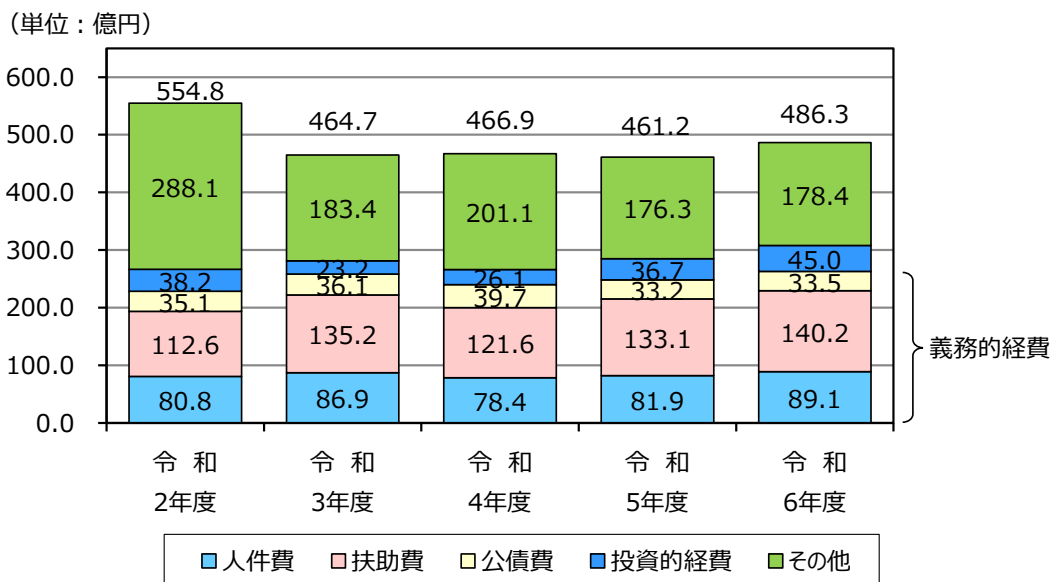


図 3-10 歳出の推移



3-5 将来コスト試算

本市が保有する公共施設等を将来にわたって維持し続けた場合の財政運営に及ぼす影響を把握するため、令和 37（2055）年度までの公共施設等の更新（大規模改修・建替え）に係る費用を試算しました。

（1）公共施設における将来更新コスト試算

本市が保有するすべての公共施設について、建築後 30 年で大規模改修、60 年で同規模での建替えを実施すると仮定した場合を単純更新シナリオ、適切な予防保全などによる施設の長寿命化を図ることで、建築後 35 年で大規模改修、75 年で同規模での建替えを実施すると仮定した場合を長寿命化シナリオとして比較します。

施設の大規模改修及び建替えに係る将来更新コストを比較した結果、適切な予防保全などによる施設の長寿命化を図ることで、将来更新コストが年平均 58.5 億円から 26.7 億円、財源不足額は 42.6 億円から 10.8 億円へ減少し、その効果額は 31.8 億円となります。このため、適切な予防保全などを実施することで、将来更新コスト及び財源不足額を大幅に抑制できることから、長寿命化対策は公共施設の更新において有効な手法であるといえます。

しかしながら、長寿命化シナリオにおいても年平均 10.8 億円の財源不足が生じる試算となったため、依然としてすべての公共施設を現状のまま維持・更新することは財政的に厳しい状況といえます。

将来更新コスト試算の条件

【単純更新シナリオ】

- ・建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）、60 年で同規模での建替え（建替え期間 3 年）を実施すると仮定しています。
- ・推計開始時点で既に建築後 30 年を経過している施設については、推計開始時点から 10 年間で均等に大規模改修を実施するものと仮定しています。

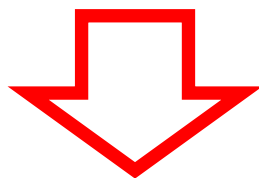
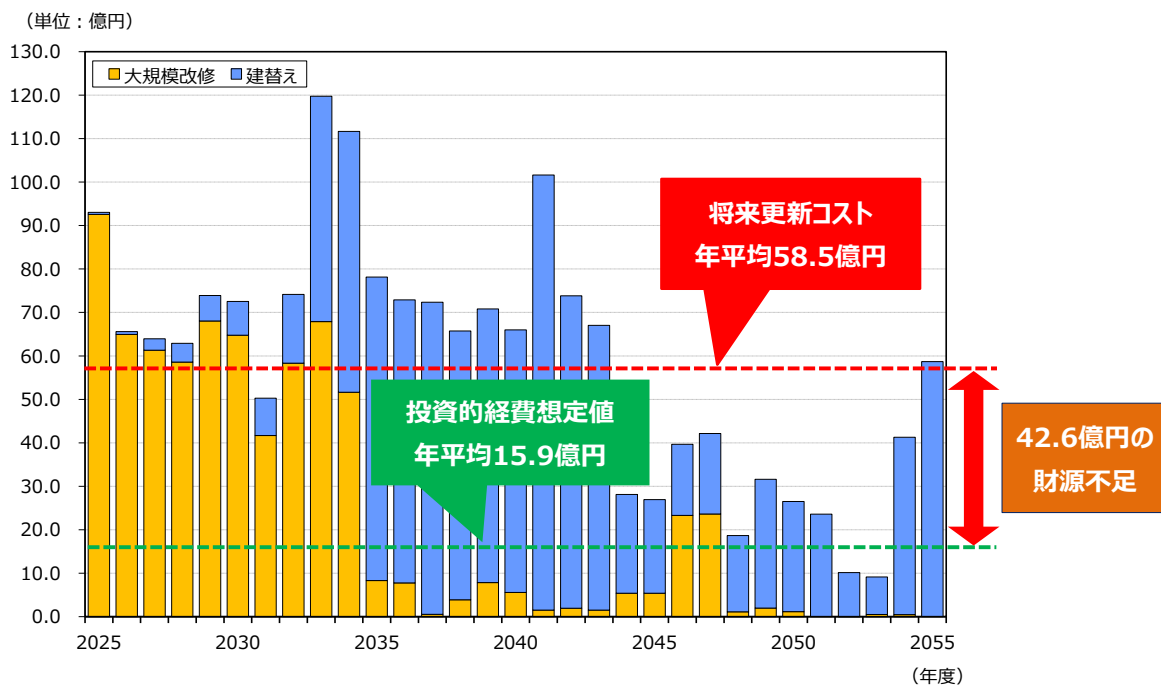
【長寿命化シナリオ】

- ・建築後 35 年で大規模改修（改修期間 2 年）、75 年で同規模での建替え（建替え期間 3 年）を実施すると仮定しています。
- ・学校及び幼稚園（こども園を除く）については、樫原市学校施設整備基本計画に基づき、大規模改修を 45 年、建替えを 85 年と仮定しています。
- ・推計開始時点で既に建築後 35 年を経過している施設については、推計開始時点から 10 年間で均等に大規模改修を実施するものと仮定しています。

<二つのシナリオに共通する条件>

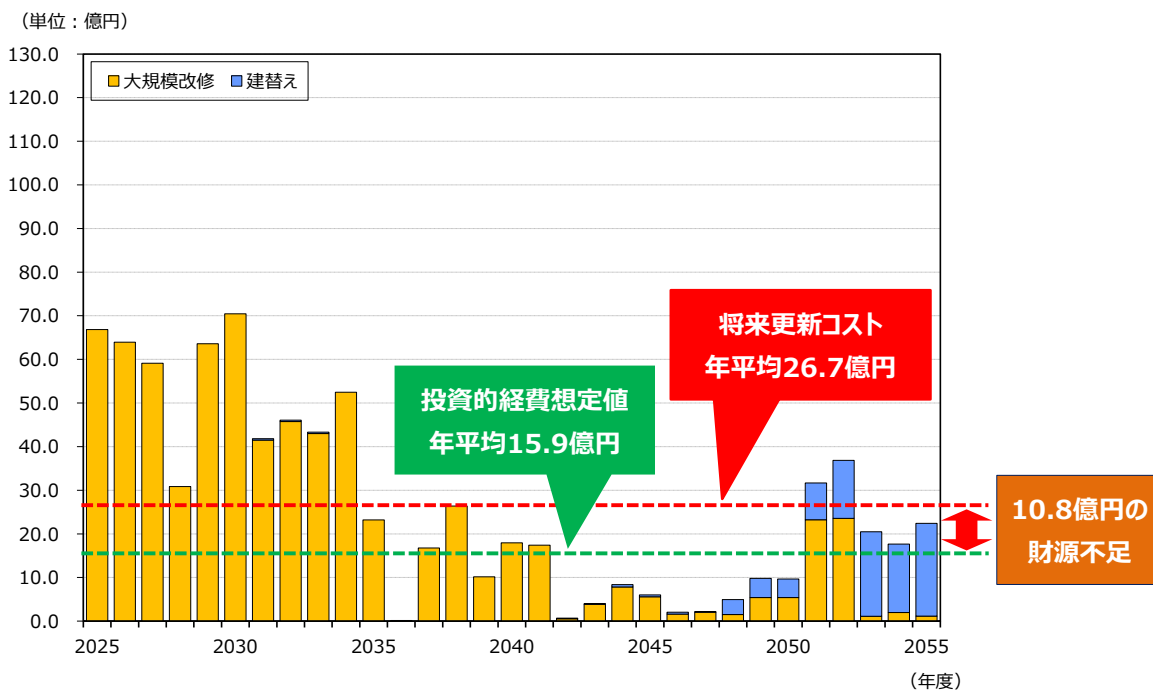
- ・将来更新コストは、延床面積に一定の基準に基づく更新単価を乗じて算出しており、更新単価の算定には、総務省の公共施設等更新費用試算ソフト及び国土交通省の建設工事費デフレーターを参照しています。
- ・投資的経費想定値（施設の更新に対する費用）は、過去 5 年間の公共施設に対する投資的経費の平均額 18.5 億円に、「3-2 人口の現状及び見通し」を踏まえた将来人口減少率の平均値（ $28.2\% \div 2 = 14.1\%$ ）を考慮して算出しています。（ $18.5 \text{ 億円} \times 85.9\% = 15.9 \text{ 億円}$ ）
- ・投資的経費（15.9 億円）に充当可能な財源の見込額は、国庫支出金 1.8 億円、県支出金 0.7 億円、地方債 5.5 億円、その他（基金含む）2.0 億円、一般財源 5.9 億円です。
- ・本試算は、本市が保有する公共施設の将来更新コストを把握することを目的としたものであり、実際の更新時期やコストは、各公共施設の状況に応じて変動する可能性があります。

図 3-11 公共施設の将来更新コストの試算結果 **単純更新シナリオ**



適切な予防保全などによる
施設の長寿命化を図ると…

図 3-12 公共施設の将来更新コストの試算結果 **長寿命化シナリオ**



※試算条件は P. 17 **将来更新コスト試算の条件**を参照

(2) 公共施設における将来フルコスト試算

令和7(2025)年3月31日時点で本市が保有するすべての公共施設を対象に、将来更新コストに維持管理及び運営に係る経費を加えた将来フルコストを試算しました。

今後の本市の維持管理及び運営に係る経費については、年平均約80.9億円と試算しています。これは、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度と同経費の実績額(年平均約77.0億円)に対して、同期間における物価変動の影響を加味して試算を行ったものとなります。なお、維持管理及び運営に係る経費は両シナリオで同額と仮定した上で、試算しています。

単純更新シナリオでは、維持管理及び運営に係る経費(年平均80.9億円)を含めた令和37(2055)年度までの将来フルコストは、総額4,320.5億円、年平均約139.4億円と試算されます。

一方、長寿命化シナリオでは、令和37(2055)年度までの将来フルコストは、総額3,335.3億円、年平均約107.6億円と試算されます。

なお、長寿命化には対応工事や維持管理コストが伴うことから、施設の状況によっては十分なコスト削減効果が得られない場合も想定されます。また、本計画期間後に建替え等による更新コストの増加が見込まれます。今後は、各施設の状況を踏まえ、効果的な対策を検討していきます。

図3-13 公共施設の将来フルコストの試算結果 **単純更新シナリオ**

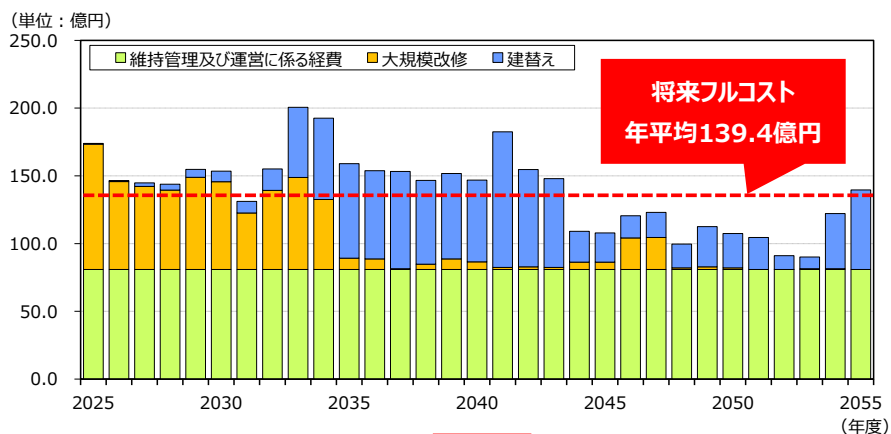
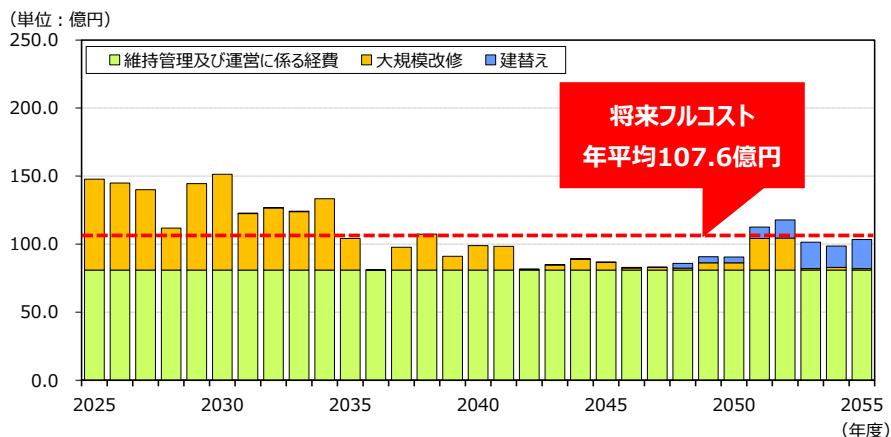
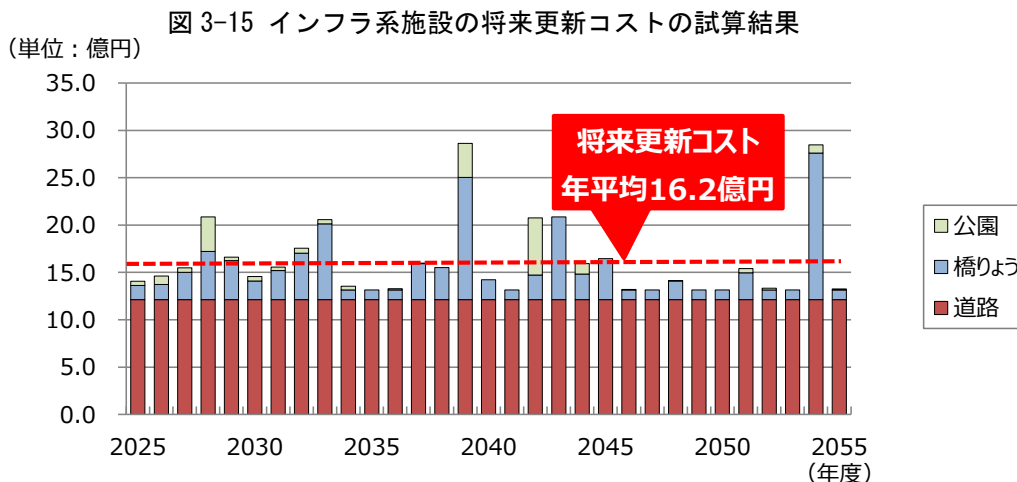


図3-14 公共施設の将来フルコストの試算結果 **長寿命化シナリオ**



(3) インフラ系施設における将来更新コスト試算

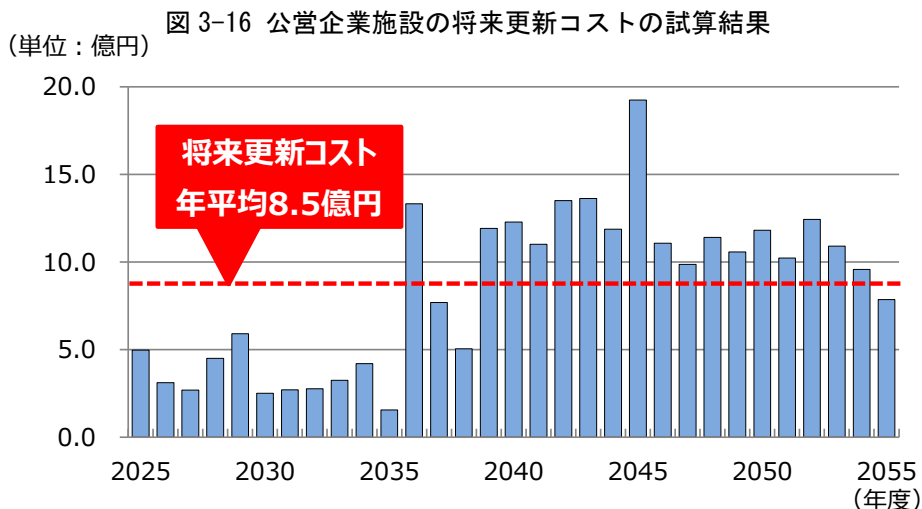
令和 7 (2025) 年 3 月 31 日時点で本市が保有するインフラ系施設のうち道路・橋りょう・公園について、同じ面積で更新（道路は 15 年周期、橋りょう・公園は 60 年周期）した場合、令和 37 (2055) 年度までの将来更新コストは総額 501.8 億円となり、年平均約 16.2 億円の負担が見込まれます。



- ・将来更新コストについて、道路は建設後 15 年、橋りょうは 60 年に同規模で更新、公園は建設後 30 年で大規模改修、60 年で同規模の建替えを実施すると仮定し、それぞれの面積に一定の基準に基づく更新単価（総務省の公共施設等更新費用試算ソフト及び国土交通省の建設工事費デフレーターを参照）を乗じることにより、更新コストを計算しています。
- ・公園はトイレ等の建築物のみを対象としています。
- ・上記試算は、本市が保有するインフラ系施設の将来の更新コストを把握するためのものであり、実際の更新の時期・費用などは、各施設の状況に応じて変わることがあります。

(4) 公営企業施設における将来更新コスト試算

令和 7 (2025) 年 3 月 31 日時点で本市が保有する公営企業施設（下水道）について、50 年周期で更新した場合、令和 37 (2055) 年度までの将来更新コストは総額 263.5 億円となり、年平均約 8.5 億円の負担が見込まれます。



- ・将来更新コストについて、下水道は 50 年に同規模で更新すると仮定し、管きよの延長に一定の基準に基づく更新単価（総務省の公共施設等更新費用試算ソフト及び国土交通省の建設工事費デフレーターを参照）を乗じることにより、更新コストを計算しています。
- ・上記試算は、本市が保有する公営企業施設の将来の更新コストを把握するためのものであり、実際の更新の時期・費用などは、各施設の状況に応じて変わることがあります。

3-6 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少・少子高齢化の進展によるニーズの変化

本市の人口は、平成 12 (2000) 年以降、約 12 万 5,000 人前後で推移してきましたが、平成 22 (2010) 年をピークに減少傾向にあり、将来人口推計においても減少が見込まれています。

今後は、人口減少や人口構成の変化に伴い、公共施設等に対する市民ニーズも変化すると予想されるため、必要とされる行政サービスの「質」と「量」についても変化していくものと考えられます。

(2) 公共施設等の老朽化

一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 20 年から 30 年が大規模改修などを実施する目安と考えられており、老朽化が進行すると日常的な維持管理にかかる費用も増加することが予想されます。

本市の公共施設は、221 施設（延床面積 407,371.68 m²）のうち、築 30 年を経過した施設が延床面積ベースで 68.4%（延床面積 278,756.11 m²）を占めています。このまま全施設を維持した場合、10 年後には築 30 年を経過する施設が延床面積ベースで 90%を超える見込みです。

インフラ系施設についても、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進行しています。

公営企業施設は昭和 42 (1967) 年から整備が始まっており、今後老朽化していくことが見込まれます。

(3) 公共施設等の更新需要の増大

本市が保有する公共施設について、現状の施設を維持するための改修を実施し、更新時には現状と同規模の建替えを行うのであれば、適切な予防保全などによる長寿命化を図った場合でも、令和 37 (2055) 年度までの将来更新コストは総額 827.4 億円（年平均約 26.7 億円）との試算となっています。これは、投資的経費想定値（年平均約 15.9 億円）の約 1.7 倍と、施設の将来更新コストの見込みと更新に使える費用の見込みの差が大きくなっています。

また、インフラ系施設の令和 37 (2055) 年度までの将来更新コストは総額 501.8 億円（年平均約 16.2 億円）、公営企業施設は総額 263.5 億円（年平均約 8.5 億円）が見込まれます。

4 公共施設等の管理に関する方針

本市の公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、将来の人口減少や市民ニーズに的確に対応した持続可能な公共サービスを提供するため、以下の三つの方針を念頭に公共施設等マネジメントに取り組みます。

基本方針1 保有総量の最適化（縮減）

現在の公共施設をそのまま維持し続けることは、将来の市民ニーズに必ずしも合致するものとは言い切れず、また、財政的な面からも困難な状況です。そのため、現行の公共サービス水準を確保しつつ、社会情勢の変化や人口減少、利用形態の変化に対応した新たなサービスの提供も踏まえて、施設の保有総量を縮減し、量の最適化を図るとともに、施設の質の向上にも取り組みます。

■公共施設の数値目標

保有総量最適化のため、数値目標は次のとおりとします。

当初

本市が保有する公共施設の延床面積を、40年間で20%縮減することを目標とします
 ■公共施設の目標延床面積 42.0万㎡（当初）⇒ 33.6万㎡（令和37（2055）年度末）



令和8（2026）年3月に改訂

改訂

本市が保有する公共施設の延床面積を、30年間で16%縮減することを目標とします
 ■公共施設の目標延床面積 40.7万㎡ ⇒ 34.2万㎡（令和37（2055）年度末）

※計画期間が長期間にわたるため、一定期間ごとの数値目標を別途設定（P99参照）。

目標設定の考え方

現在保有している公共施設をすべて維持した場合の更新費用は、「3-5 将来コスト試算（1）公共施設における将来更新コスト試算」のとおり、長寿命化を図った場合でも約10.8億円の財源が不足します。このため、公共施設の延床面積を縮減し、更新費用（大規模改修・建替え）と維持管理及び運営に係る経費を縮減することにより財源不足を解消します。

延床面積縮減による効果を試算した結果、16%の縮減により、更新費用（大規模改修・建替え）約4.3億円、維持管理費及び運営費約6.5億円、合計約10.8億円の経費が縮減できます。

以上の試算結果から、財政状況を踏まえた公共施設の延床面積の縮減目標を「16%」と設定します。

<当初からの変更点>

本計画策定当初においては、維持管理及び運営に係る経費として建物に係る経費のみを対象とし、試算を行っていましたが、計画策定後に見直しを行い、施設運営に係る経費（駐車場の人的警備業務等）や人件費（施設運営を行う職員）についても集計対象に含めることとしました。このことにより、同一面積で比較すると、延床面積縮減に伴う維持管理及び運営に係る経費の縮減効果が大きくなっています。

■インフラ系施設及び公営企業施設の数値目標

インフラ系施設及び公営企業施設は、市民生活に直結する不可欠な都市基盤であるため、数値目標の設定は行いませんが、維持更新コストの縮減に努めます。

基本方針2 長寿命化の推進

施設総量の最適化を検討した上で、将来にわたり使用する公共施設は、計画的な予防保全によりライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化を図ります。また、適切な点検・診断を行い、安全で快適な公共施設の維持に努めます。

インフラ系施設や公営企業施設についても、計画的な点検や修繕、長寿命化工事の実施などにより、維持更新コストの縮減を図ります。

基本方針3 経済性の向上

低迷する経済情勢や人口減少、少子高齢化の進展により、歳入の大幅増加は見込めない一方で、少子高齢化などに伴う扶助費などの義務的経費が増加傾向にあり、財政状況は今後更に厳しくなると考えられます。

これらの問題に対応するため、将来の市民ニーズを的確に把握し、ファシリティマネジメントの考え方に基づくコスト縮減管理や、PFIなどのPPP手法を活用することで、効率的・効果的な施設運営を推進します。また、費用が一時期に集中しないよう、更新コストの平準化を図ります。

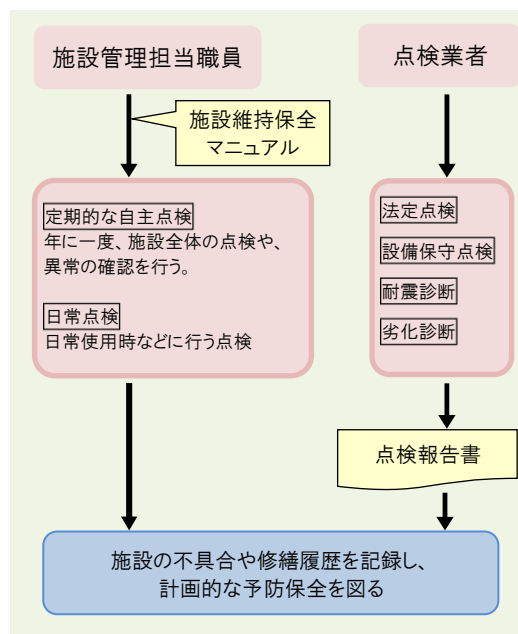
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本方針に基づいて公共施設等マネジメントを実施・推進するために、以下の基本的な考え方をもとに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 経年による損傷や老朽化に伴う機能低下などによる事故を未然に防ぎ、安全で快適な状態で公共施設等を維持するため、専門家による法定点検や、平成 27（2015）年度作成の「施設維持保全マニュアル」を活用した職員による日常点検など、点検・診断を適切に実施します。
- ・ 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえ、異常が予測される段階で事前に補修などの対策を行い、長持ちさせる「予防保全」の観点から、不具合箇所や更新が必要な設備類の早期発見に努めます。
- ・ インフラ系施設や公営企業施設についても、日常的な点検に加え、中長期的な視点での点検を適切に実施します。

図 5-1 予防保全について



② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 予防保全の考え方を積極的に取り入れ、日々の維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を目指します。
- ・ 包括的な管理委託を含む経費の節減策や公民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- ・ 公共施設カルテを活用し、コスト情報を継続的に蓄積・共有することで、客観的かつ透明性の高いコスト縮減管理に努めます。
- ・ 大規模改修や建替えに伴う更新コストの発生時期が偏らないよう、財政計画も考慮し、更新時期の平準化を図ります。
- ・ 施設の更新時には、ライフサイクルコストの縮減や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる工法や複合的な造り、既存施設のリニューアル工法による再生（改修）などの導入を検討します。さらに、企画・設計段階から長期使用を前提とし、将来の転用や複合化も見据えた施設整備を行います。
- ・ 長寿命化対策より早期の更新の方が効果的と判断される場合は、実態に即して更新します。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等は、使用中止を含め迅速な対策を講じ、利用者の安全確保に努めます。

- ・ 用途廃止した施設は、自然災害や人災による事故防止の観点から、速やかな除却を推進します。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 多くの公共施設は、防災拠点や避難所として重要な機能を担うため、耐震診断の結果、耐震性能が低いと判断された公共施設は、災害時に果たすべき機能の重要性を考慮し、耐震補強または除却などを検討します。
- ・ 安全確保の観点から、耐震補強が必要となる施設は対策を進めます。
- ・ 建物の構造体でない非構造部材（天井、窓、照明器具など）の耐震化も重要であるため、計画的な整備を推進します。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 予防保全の考え方を積極的に取り入れ、日々の維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を目指します。（再掲）
- ・ インフラ系施設や公営企業施設は都市基盤となる施設であるため、性能を可能な限り維持し、長期使用できるよう予防保全の考え方を積極的に取り入れ、計画的な点検や修繕、長寿命化工事などを実施します。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 施設の改修や更新時には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化に取り組みます。また、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようなユニバーサルデザイン化を推進します。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・ 橿原市地球温暖化対策推進実行計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けて、施設の改修や更新時には省エネルギー型設備の導入や未利用エネルギーの有効利用などを検討します。

⑧ 既存施設の活用

- ・ 原則として新規施設整備は行わず、既存施設を最大限活用し、市民ニーズに対応した公共サービスを提供します。また、新たな市民ニーズが生じた場合、まずは既存施設の活用可能性を十分に検討します。
- ・ 短期的な需要に対応する施設は、低層化や軽量化を図るなど、使用期間に見合った仕様で整備します。

⑨ 統合や廃止の推進方針

- ・ 市民ニーズに対応した行政サービスの維持・向上を図るため、既存施設にとらわれず、提供する「機能」に着目した再編を推進し、保有量の縮減を図ります。
- ・ 地域性があり、一定の規模を有するなど拠点となり得る施設は、周辺状況も踏まえ、複合化や統合を検討します。機能の重複や市民ニーズの変化により、市が提供する必要性が低くなった施設は、廃止も検討します。

- ・ 設置当初の利用目的がなくなり、今後の利用も見込めない施設は除却し、用地の売却や貸付などにより財源の確保に努めます。

⑩ 減築の推進

- ・ 既存施設の更新は、その必要性を十分に検討した上で実施します。
- ・ 複合化や統合に適さない場合は、利用状況などを精査した上で減築を検討します。

⑪ まちづくりとの連携

- ・ 公共施設を地域の拠点と捉え、地域の魅力や賑わい、コミュニティなどの活性化につながる公共施設や都市基盤の整備を実施します。その際には、各地区の公共施設だけでなく、民間も含めた地域資源との連携を図り、より質の高い行政サービスを提供します。

⑫ 民間活力の活用

- ・ 公共施設等の整備・更新・維持管理に当たっては、PFI などの PPP 手法の活用や、民間施設の利用など、民間資金・ノウハウを積極的に活用し、効率的・効果的なサービスの提供と支出の平準化に努めます。
- ・ 維持管理や運営面でも、民間委託や指定管理者制度などの導入を検討し、住民サービスの質の向上や維持管理費の削減に努めます。

⑬ 固定資産台帳等の活用

- ・ 固定資産台帳や公共施設カルテ、施設評価などの公共施設等の基礎情報を一元管理し、公共施設等マネジメントに活用します。

6 施設類型別の方針

6-1 市民文化・社会教育施設

6-1-1 地区公民館

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	香久山地区公民館	膳夫町477	1981	43	606.90	複合	指定管理	-	新耐震基準	-	●
2	八木地区公民館	北八木町2丁目1-6	1982	42	461.06	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
3	今井地区公民館	今井町2丁目3-23	1982	42	653.43	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
4	新沢地区公民館	川西町612	1984	40	624.95	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
5	耳成地区公民館	葛本町593	1984	40	773.61	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
6	畝傍地区公民館	見瀬町202-1	1984	40	610.16	複合	指定管理	-	新耐震基準	-	●
7	金橋地区公民館	雲梯町927	1985	39	763.40	複合	指定管理	-	新耐震基準	-	●
8	白檀地区公民館	白檀町2丁目32-11	1978	46	1,195.03	単独	指定管理	2015	実施済み	耐震改修済み	●
9	真菅地区公民館	曾我町1281-18	1997	27	753.77	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
10	鴨公地区公民館	醍醐町42-2	2000	24	721.72	複合	指定管理	-	新耐震基準	-	●
11	多地区公民館	新口町244-2	2006	18	497.87	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●

(3) 施設の概要

- 社会教育法に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.9%を占めています。
- 地区住民を対象に、実生活に即した教育・学術・文化に関する各種事業を通じて、住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図ると共に、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与しており、生涯学習の推進や地域福祉の活動拠点となっています。また、多世代交流や地域コミュニティの形成を促進する「小さな拠点」としての活用を目指しています。

(4) 施設の課題

- 平均利用者数が減少傾向にある施設や稼働率が低い施設は、施設の有効活用の検討が必要となっています。
- 建物及び設備の老朽化対策やバリアフリー対応の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の推進や地域福祉の活動拠点、指定避難所等、「地域の核」として様々な役割を担う地区公民館は、地域コミュニティや地域のまちづくりに必要な施設であり、今後もその機能は維持します。 ● 将来人口が減少することが予測されていることから、施設の利用状況や今後の人口推移を定期的に検証し、効率的に活用できていない施設は、他機能との複合化等により、利用状況の改善や施設規模の縮減を検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 統廃合を含めた計画を立て、施設の長寿命化を進めます。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者制度により、地域の自治会が運営しており、地域と連携した効率的な運営が行われています。 ● 今後、中央公民館や地区公民館同士の連携を深め、多世代交流やコミュニティの形成を促進するなど新たな活用方法の検討等を行い、利用率の向上を目指します。

6-1-2 中央公民館

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 _耐震診断	耐震対策状況 _耐震改修	指定 避難所
1	中央公民館	小房町9-23	1990	34	2,350.20	単独	直営	2020	新耐震基準	-	●
2	旧中央公民館(※)	小房町11-1	1970	54	2,567.58	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
3	旧中央公民館分館(※)	小房町11-4	1979	45	1,894.19	単独	直営	-	新耐震基準	-	-

※旧中央公民館及び旧中央公民館分館は、令和7(2025)年度に除却が完了します。

(3) 施設の概要

- 社会教育法に基づく法的義務により設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.7%を占めています。
- 地区公民館と同様に、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与するため、教育・学術・文化に関する各種の事業を行っています。
- 令和4(2022)年度には、旧水道局庁舎を改修した上で移転し、旧中央公民館と旧中央公民館分館を集約しました。

(4) 施設の課題

- 隣接するかしはら万葉ホールや地区公民館においても貸室があるため、機能が重複していることから、重複を解消させる検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の推進や地域コミュニティの形成、指定避難所の役割を担っており、今後もその機能は維持します。 ● 貸室の利用に余裕があると考えられるため、周辺施設との機能整理を行い、適正規模の検討を行います。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧中央公民館及び旧中央公民館分館を集約することでスリム化につながったことから、今後は、運営に関する業務の効率化を進めます。

6-1-3 集会施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	四分集会所	四分町291	1993	31	69.56	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
2	朱雀会館	上飛驒町153-6	1986	38	114.10	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
3	薬師寺会館	城殿町53-12	1997	27	83.60	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
4	大久保第2集会所	四条町10-1	1983	41	112.00	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	大久保第3集会所	四条町256-1	1989	35	65.66	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
6	大久保第4集会所	大久保町3-1	1997	27	68.05	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
7	生國魂会館	大久保町31-56	1994	30	76.08	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
8	飛驒地区事務所	飛驒町75-4	1986	38	124.80	複合	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 延床面積は、総延床面積の0.2%を占めています。
- 公営住宅法による設置努力義務のある施設であり、地区公民館と同様に、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与するため、教育・学術・文化に関する各種の事業を行っています。集会施設は大きく分けて、公営住宅の付帯施設として整備されたものと、その他の集会施設がありますが、両施設の利用頻度が極めて低い状況です。

(4) 施設の課題

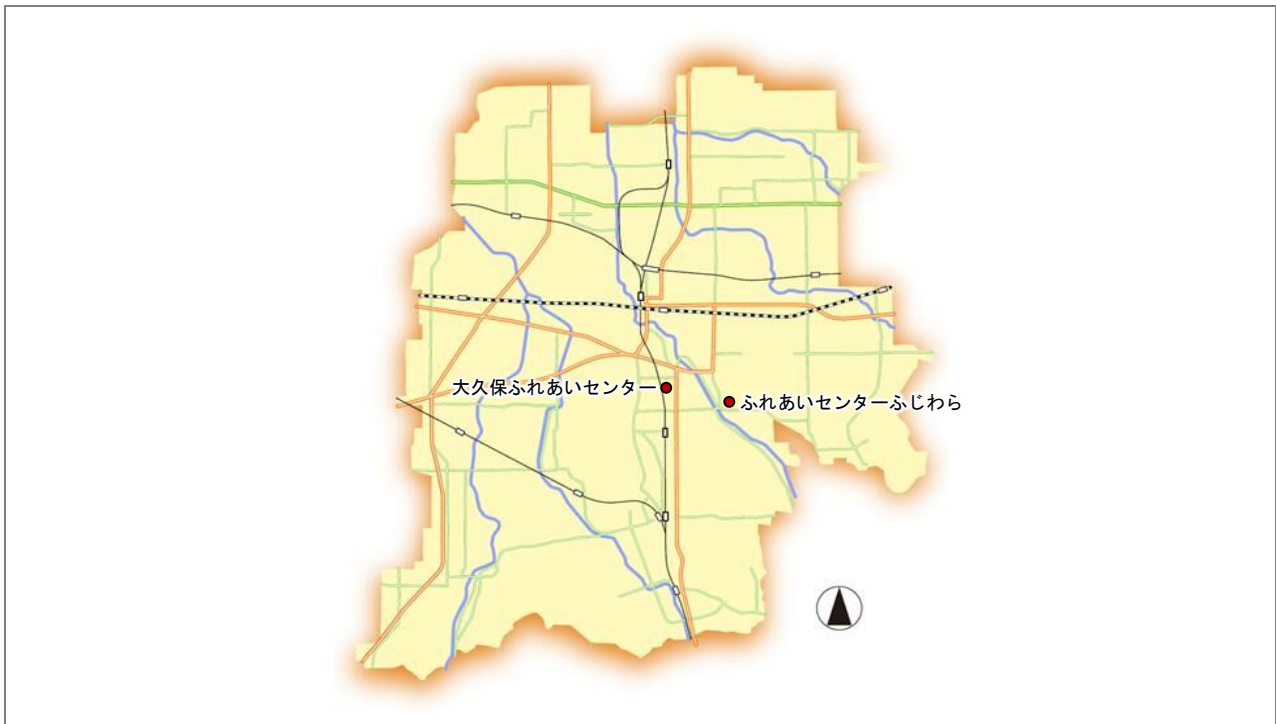
- 利用頻度が極めて低く、各集会施設やコミュニティセンター等と近接しているため、地元とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。
- 公営住宅の整備に伴い設置した集会施設は、公営住宅の施設規模の見直しと連動した検討が必要となっています。
- 飛騨地区事務所は、近隣施設の用途も含めて、地元とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅の付帯施設として整備された集会施設は、公営住宅の整備計画に合わせて必要な面積や集約の検討を行います。 ● その他の集会施設は地元とともに、周辺類似施設も含め一体的に、必要性を早急に検討します。その際、周辺類似施設の設置状況も考慮し、統合や地元移管、複合化、廃止等を検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元が管理運営しているため、地元移管も含めた検討を進め、更新コスト等を縮減します。

6-1-4 コミュニティセンター

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	ふれあいセンターふじわら	飛騨町94-2	1980	44	1,145.86	複合	直営	2023	実施済み	耐震改修済み	●
2	大久保ふれあいセンター	大久保町15-1	1973	51	852.06	単独	直営	2022	実施済み	耐震改修済み	●

(3) 施設の概要

- 主に檜原市ふれあいセンター条例に基づき設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.5%を占めています。
- 基本的人権の尊重と社会福祉の精神に基づき、人権啓発、文化活動及び福祉の向上のための住民交流の拠点です。

(4) 施設の課題

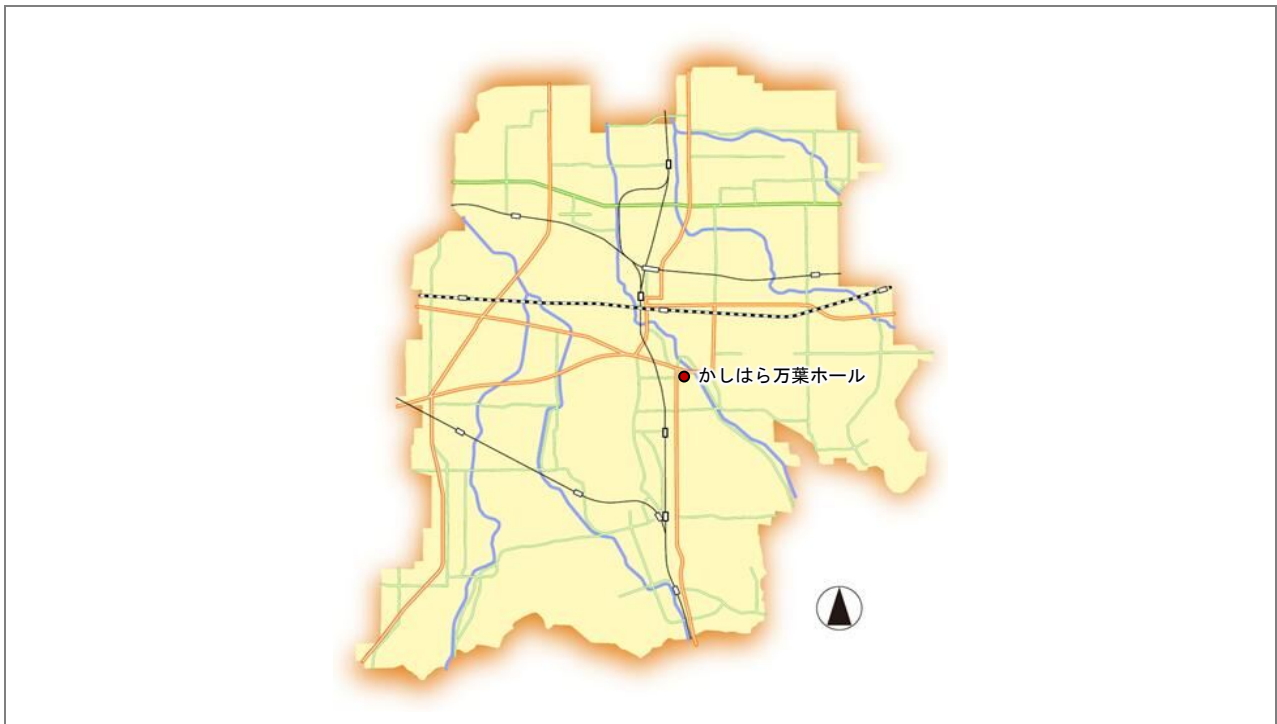
- 両施設及び類似施設・近隣施設の用途も含め、新たな市民ニーズを把握し、地元とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。
- 歳出合計額に占める人件費の割合が高いため、民間活力の活用など運営形態の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 人権啓発、文化活動及び地域コミュニティの拠点施設であり、指定避難所の役割も担っていますが、地元とともに今後の施設のあり方を検討します。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 地域コミュニティの拠点施設であるため、地域と連携した効率的な運営を行います。

6-1-5 文化ホール

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	かしはら万葉ホール	小房町11-5	1995	29	14,101.74	複合	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- かしはら万葉ホール条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の3.5%を占めています。
- 市民の交流及び文化活動の場であり、芸術文化、科学及び情報の拠点として市民福祉の増進や豊かな地域社会づくりに寄与するための施設です。
- コンサートや講演会が行えるロマンピアホールや、研修会等が行える会議室、展示会等が行える展示ギャラリー等がある多目的な施設であり、こども科学館、図書館及び教育委員会事務所等との複合施設として運営しています。
- 市民参加型イベントとしてピアノ試弾会等を開催するなど、生涯学習及び文化振興を推進する拠点施設となっています。

(4) 施設の課題

- 平均利用者数が減少傾向にあり、貸室の稼働率が低く、収益率が悪いことから、利用者増加の方策も含む運営方法の検討や民間活力の活用など運営形態の検討が必要となっています。

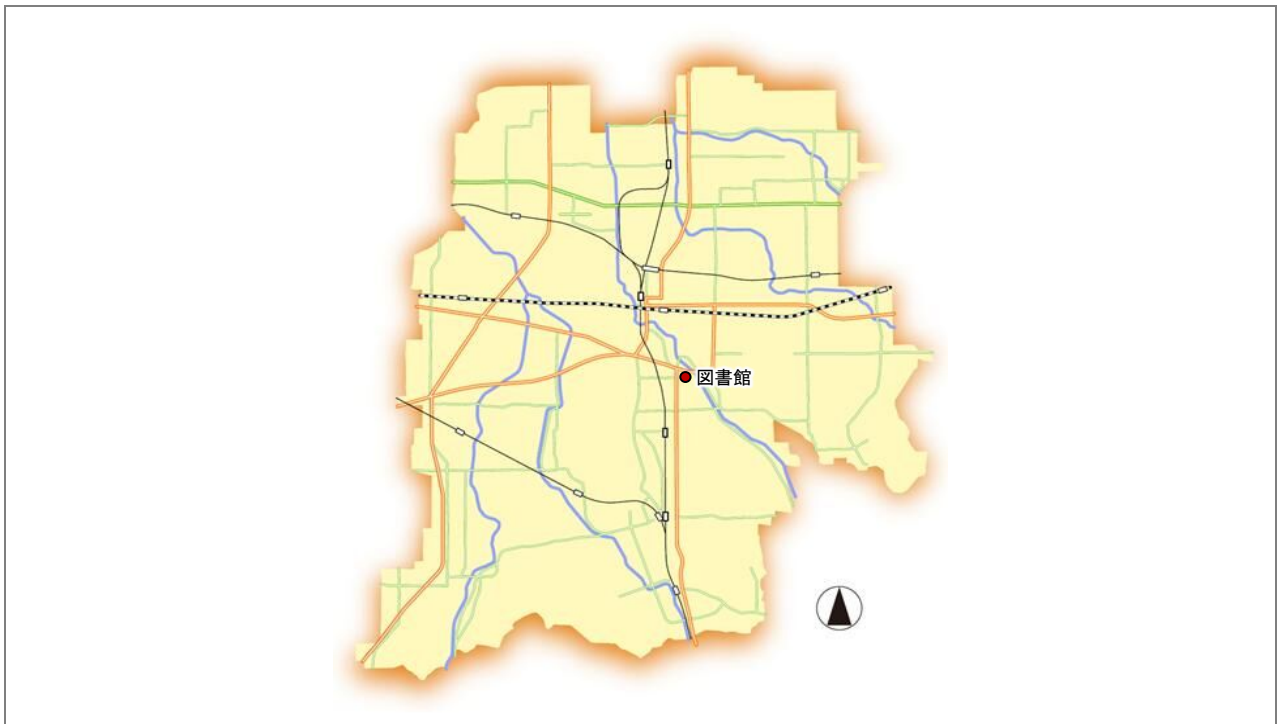
- 建物や設備の老朽化が進行しており、計画的な更新が必要です。また、部分的な修繕だけでなく大規模改修の検討が必要となっています。
- 公共交通等によるアクセスが悪く、また、奈良県橿原文化会館との競合等により、主な貸室であるロマントピアホールやレセプションホールの稼働率は低くなっており、収益率等もマイナスの状況です。このことから、県の保有施設や近隣の類似施設の用途、さらには新駅構想も踏まえて、今後の施設のあり方の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習及び文化振興を推進する拠点施設となっており、奈良県立医科大学周辺のまちづくり計画の中で近隣への新駅設置の構想があり、公共交通の利便性の改善も見込めることから、文化ホールの機能は維持します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 対話型民間意向調査（サウンディング調査）等の手法により民間活力の導入の検討を進め、管理運営費を縮減します。また、民間事業者の資金やノウハウを活用し、施設の経済性と利便性の向上や、太陽光発電、広告・カフェ等の導入、指定管理者による自主事業の拡充など、公共性を確保しつつ持続可能な運営体制を構築することを目指します。

6-1-6 図書館

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	図書館	小房町11-5	1995	29	2,436.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- かしはら万葉ホール条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.6%を占めています。
- 読書をはじめとする情報サービスを提供し、知識や情報の入手、芸術や文化の鑑賞など生涯学習の充実を図る施設で、かしはら万葉ホール内に設置しています。

(4) 施設の課題

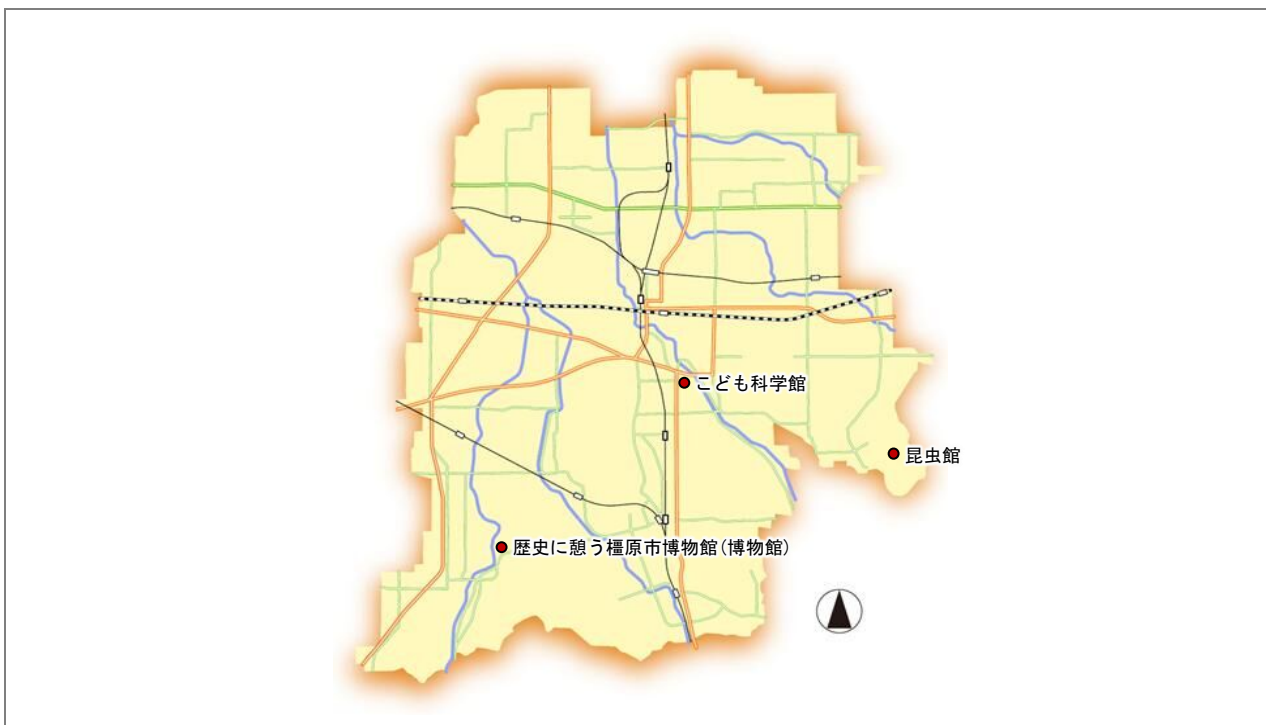
- 平均利用者数が減少傾向にあり、歳出合計額に占める人件費の割合が高いことから、利用者増加の方策を含む運営方法の検討や民間活力の活用など運営形態の検討が必要となっています。
- 公共交通等によるアクセスが悪く、利用者数が減少傾向であることから、魅力ある蔵書の充実にも努める必要があります。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の充実を図るために設置しており、奈良県立医科大学周辺のまちづくり計画の中で近隣への新駅設置の構想があり、公共交通の利便性の改善も見込めることから、図書館の機能は維持します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 対話型民間意向調査（サウンディング調査）等の手法により民間活力の導入の検討を進め、管理運営費を縮減します。 ● 他の施設との連携や駅前サテライト図書館など新たなサービスの提供を検討し、利用率の向上を目指します。

6-1-7 博物館等

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	こども科学館	小房町11-5	1995	29	1,200.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
2	昆虫館	南山町624	1988	36	3,933.45	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
3	歴史に憩う檜原市博物館 (博物館)	川西町858-1	1977	47	766.97	複合	直営	2012	実施済み	耐震改修済み	-

(3) 施設の概要

- 主に社会教育法、博物館法、かしはら万葉ホール条例、檜原市昆虫館条例及び歴史に憩う檜原市博物館条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.4%を占めています。
- こども科学館は、科学に関する資料や装置等を展示し、科学及び科学技術に関する知識の普及や啓発を図り、創造性豊かな子どもを育成するための施設です。文化ホール、図書館及び教育委員会事務所等との複合施設としてかしはら万葉ホール内に設置しています。
- 昆虫館は、昆虫をはじめ生物に関する資料の保存と活用を図り、市民の自然科学への興味付けや理解を含め、教育・文化の発展や生物多様性の保全に寄与するための施設です。また、地域連携保全活動支援センター「飛鳥・人と自然の共生センター」としても位置づけられています。
- 歴史に憩う檜原市博物館（博物館）は、郷土の歴史資料の保存と活用を図り、市民

の郷土に対する理解と知識を深め、教育・学術・文化の発展のための施設です。

(4) 施設の課題

- 収益率を改善するため、利用者増加の方策を含む運営方法の検討や民間活力の活用など、運営形態において、教育・学術・文化の発展及び管理運営費の縮減等に関する検討が必要となっています。
- こども科学館は、今後の施設のあり方の検討が必要となっています。
- 昆虫館は、施設の老朽化が進行しています。
- 歴史に憩う橿原市博物館（博物館）は、計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● こども科学館は、展示施設のリニューアルの必要性もあることから、廃止を含めた必要性を検討します。 ● その他の博物館は、展示物を充実させるなど利用率の向上に取り組みながら、継続的に利用状況の分析を行い、運営方法も含めた方向性を検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● こども科学館及び歴史に憩う橿原市博物館（博物館）は、施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。 ● 昆虫館は、令和 8（2026）年度から展示リニューアルを含め建物保全改修を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● こども科学館の活用方法について、対話型民間意向調査（サウンディング調査）等の手法により民間活力の導入の検討を進め、管理運営費を縮減します。 ● 昆虫館及び歴史に憩う橿原市博物館（博物館）は、周辺施設や公園と連携した事業などを計画するとともに、利用料や運営時間等の見直しを含めた利用率向上策に取り組めます。 ● 昆虫館は、幅広い年齢層の方に受け入れていただける施設への改変を目指し、イベントの開催やミュージアムショップの充実を図り、歳入確保に努めます。 ● 歴史に憩う橿原市博物館（博物館）は、学校と博物館が協働する博学連携を企画し、子どもたちに郷土の歴史が体感できる参加型の博物館を目指した取り組みを行います。

6-1-8 文化財施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	八木札の辻交流館	北八木町2丁目160	18世紀後半～ 19世紀前半	-	349.51	単独	直営	2011	実施済み	耐震改修済み	-
2	今井まちなみ交流センター	今井町2丁目3-5	1903	121	522.86	単独	指定管理	1993	旧耐震基準	未実施	-
3	今井景観支援センター	今井町1丁目565	1857	167	353.15	単独	直営	1998	旧耐震基準	未実施	-
4	今井まちづくりセンター	今井町3丁目358-1	18世紀後半	-	133.95	単独	直営	1998	実施済み	耐震改修済み	-
5	今井まちや館	今井町3丁目1-22	17世紀後半～ 18世紀前半	-	147.05	単独	その他	2000	旧耐震基準	未実施	-
6	今井まちや館別館	今井町3丁目1-23	19世紀中頃	-	51.47	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
7	今井つどい館もより	今井町3丁目308-4	2017	7	73.26	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
8	おおくぼまちづくり館	大久保町40-59	不明	-	276.44	単独	その他	2001	旧耐震基準	-	-
9	中町筋防災小屋	今井町1丁目11	1997	27	79.84	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
10	旧北町防災小屋	今井町4丁目3-16	1998	26	98.71	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
11	旧西町防災小屋	今井町3丁目304	18世紀後半～ 19世紀前半	-	89.64	単独	直営	2005	旧耐震基準	未実施	-
12	南町生活広場	今井町3丁目336-8	2001	23	38.80	単独	直営	-	新耐震基準	-	-

（３）施設の概要

- 主に橿原市八木札の辻交流館条例、今井まちなみ交流センター条例、おおくぼまちづくり館条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.5%を占めています。
- 八木札の辻交流館は、郷土に対する知識や誇りそして愛着を深め、地域のふれあいや賑わいを創出する拠点として、東の平田家（旧旅籠）を改修した施設です。
- 今井まちなみ交流センターをはじめとする今井町の各施設は、にぎわいの創出及び市民の文化、教養の向上を図り、伝統的建造物群に対する理解を深めるための施設として、市民と観光客及び市民相互の交流を図り、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため、本市の観光資源等における情報発信やまちづくり活動等の拠点となっています。
- おおくぼまちづくり館は、地域のまちづくりの歩みを伝え、その歴史を学び、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため、資料の展示などを行っています。

（４）施設の課題

- 利用者増加の方策を含む運営方法及び施設の有効活用の検討が必要となっています。
- 今井町内にある見学施設（6施設）は、一体的な観点による活用方法の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

（５）基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 文化財は後世に引き継いでいく文化資産として保存する必要があり、縮減や統合等の考えにそぐわないため、保有総量の検討は行いません。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸室がある施設は、使用料や運営時間等の見直しを含めた利用率向上策に取り組みます。 ● 文化の継承を図るため、施設ごとではなく、一体的な観点から周知を図り、入館者数の増加に向けて取り組みます。

6-2 スポーツ施設

6-2-1 体育館

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	中央体育館	小房町11-1	1971	53	3,653.71	単独	指定管理	-	実施済み	耐震改修済み	●
2	ひがしたけだドーム	東竹田町124-1	2009	15	1,465.21	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
3	香久山体育館	南山町624	1992	32	2,745.37	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
4	曾我川緑地体育館	曾我町1212	2000	24	3,038.85	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●
5	飛驒体育館	飛驒町94-2	1980	44	608.59	単独	直営	-	実施済み	未実施	-

(3) 施設の概要

- 主に榎原市立体育館条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の2.8%を占めています。
- 市民の体育・レクリエーション活動を促し、健康増進及び体力の維持向上を図るための施設です。
- 飛驒体育館は施設の老朽化により令和4(2022)年度末で閉鎖しており、今後除却する予定です。

(4) 施設の課題

- 中央体育館は、老朽化していることから、令和4(2022)年3月に策定した橿原市スポーツ施設計画に基づき、再整備を進める必要があります。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

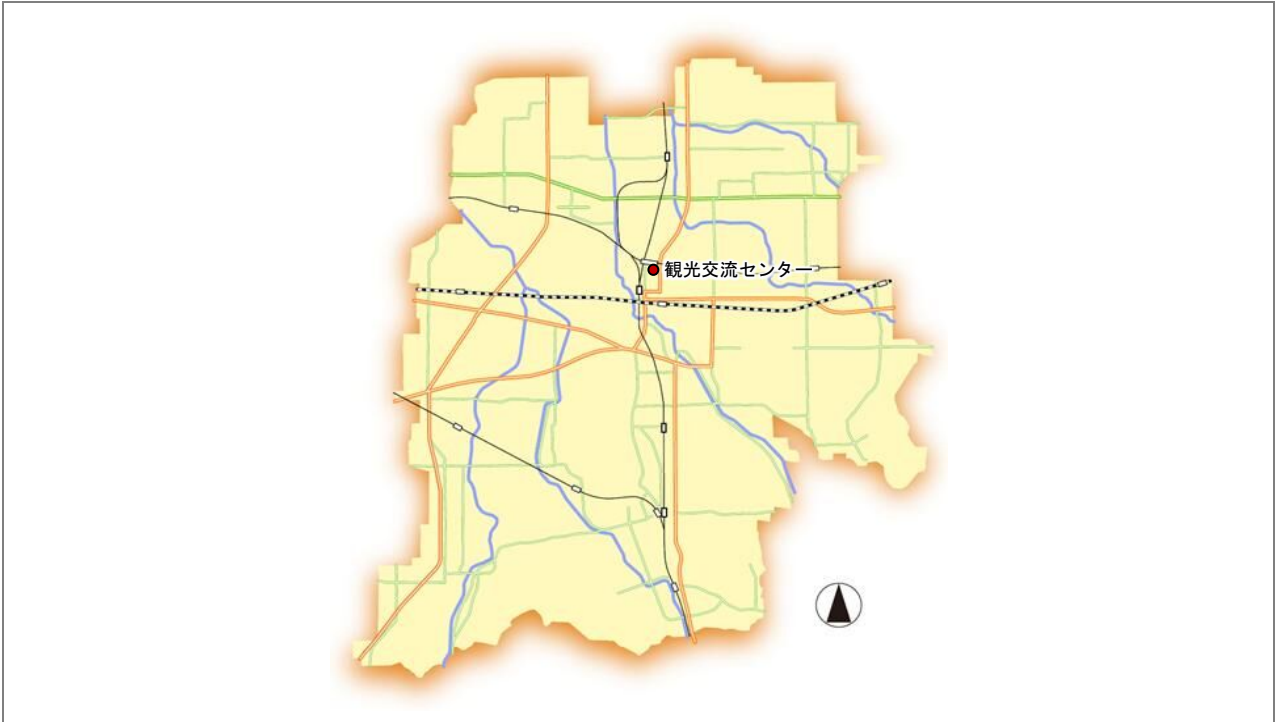
(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に県立体育館もあることから、更新の際には市有施設だけでなく、県の保有施設や民間のスポーツ施設、小中学校の体育館等の活用、また防災面の機能・配置などに配慮し、総合的に必要性を検討します。 ● 中央体育館は、老朽化により著しく劣化した状態で早急な建替えが必要なため、新体育館を整備する予定です。 ● 飛騨体育館の除却後の跡地活用については、地域と共に早急に協議を進めます。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央体育館、ひがしたけだドーム、香久山体育館及び曾我川緑地体育館は、指定管理者により管理運営されており、継続して効率化を図っていきます。

6-3 観光施設

6-3-1 観光案内所

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	観光交流センター	内膳町1丁目6-8	2010	14	854.40	複合	指定管理	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 檜原市観光交流センター条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.2%を占めています。
- 中南和観光の拠点として、新たな人の流れや交流を図っており、本市を中心に近隣市町村を含めた広域的な観光情報を発信し、賑わいの創出に寄与するための施設です。

(4) 施設の課題

- 利用者の更なる増加に向けた検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 中南和地域の観光・交流の拠点として、来訪者数の増加と交流人口の拡大につなげるために必要な施設であるため、観光案内所の機能は維持します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者制度を導入し、効率的な運営に努めています。今後は、多言語対応が可能なスタッフの配置等により受け入れ体制を充実させ、利用率や利便性の向上に取り組みます。 ● 八木駅南市有地活用事業において、広域観光の拠点として観光案内所が整備されていることから、役割分担や連携を強め、更なる賑わいの創出につながるサービス提供方法を検討します。

6-3-2 観光トイレ

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	畝傍山観光トイレ	大谷町151-1	2012	12	13.20	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
2	耳成山観光トイレ	木原町107-1	2008	16	66.08	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
3	香久山観光トイレ	木之本町59-5	2006	18	79.80	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
4	第1榎原観光トイレ	久米町934	1994	30	162.62	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	第2榎原観光トイレ	畝傍町63	2005	19	141.00	単独	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 延床面積は、総延床面積の0.1%を占めています。
- 主要観光地付近に設置しており、本市を訪れる観光客の利便性の向上を図るための施設です。

(4) 施設の課題

- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 観光客、特にインバウンドで訪れる外国人観光客がますます増加することを踏まえ、その利便性の向上が必要であるため、観

6 施設類型別の方針

	<p>光トイレの機能は維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1 檀原観光トイレ及び第2 檀原観光トイレが近接しており、また、檀原神宮内のトイレとも近接していることから、更新の際には必要性を精査します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的に修繕を行い、維持管理コストを平準化します。

6-4 学校教育施設

6-4-1 小学校

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	畝傍南小学校	見瀬町164	1996	28	8,112.00	単独	直営	-	新耐震基準	-	●
2	畝傍東小学校	大軽町283	1976	48	6,352.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
3	畝傍北小学校	大久保町156	1973	51	6,287.00	複合	直営	1996	実施済み	耐震改修済み	●
4	鴨公小学校	縄手町324	1974	50	6,209.45	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
5	晚成小学校	小房町1-54	1977	47	6,319.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
6	今井小学校	今井町3丁目4-46	1971	53	4,115.56	複合	直営	1991	実施済み	耐震改修済み	●
7	真菅小学校	曾我町710	1978	46	7,005.46	複合	直営	1989	実施済み	耐震改修済み	●
8	真菅北小学校	大垣町220-1	1975	49	7,271.69	複合	直営	2024	実施済み	耐震改修済み	●
9	耳成小学校	葛本町625	1976	48	6,593.00	複合	直営	1994	実施済み	耐震改修済み	●
10	耳成南小学校	常盤町3	1973	51	7,344.00	複合	直営	2016	実施済み	耐震改修済み	●
11	耳成西小学校	上品寺町455-1	1980	44	6,451.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
12	金橋小学校	雲梯町216-1	1980	44	6,898.40	複合	直営	2003	実施済み	耐震改修済み	●
13	香久山小学校	膳夫町98-1	1982	42	3,723.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
14	新沢小学校	一町1296	1977	47	5,865.00	複合	直営	2000	実施済み	耐震改修済み	●
15	白樺小学校(旧白樺南小学校)	白樺町8丁目19-1	1974	50	4,399.00	単独	直営	1998	実施済み	耐震改修済み	●
16	旧白樺北小学校	白樺町3丁目10-2	1982	42	6,103.00	単独	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-

(3) 施設の概要

- 学校教育法及び小学校設置基準に基づく法的義務により設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の 24.3%を占めています。
- 児童の心身の発達に応じて行われる義務教育を支える教育機能に加え、大規模災害時における避難所としての機能や地域コミュニティの活動拠点としての機能を有しています。
- 旧白樫北小学校及び旧白樫南小学校は、統合し白樫小学校として旧白樫南小学校にて運営しています。令和 8 (2026) 年 8 月に、改修後の旧白樫北小学校へ移転した後、旧白樫南小学校は令和 10 (2028) 年度に除却する予定です。

(4) 施設の課題

- 児童数や学級数の目標水準を満たしていない施設や、児童 1 人当たり面積及び普通教室に占める余裕教室割合が大きい施設は、施設規模の見直しや施設の有効活用の検討が必要となっています。
- 今後の人口動態を踏まえ、校区間のバランスの取れた施設配置を検討するとともに、同種施設との統廃合や近隣施設との複合化など、地域の特性を踏まえた再配置の検討が必要となっています。
- 建物及び設備の老朽化対策の検討及び計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本的方針

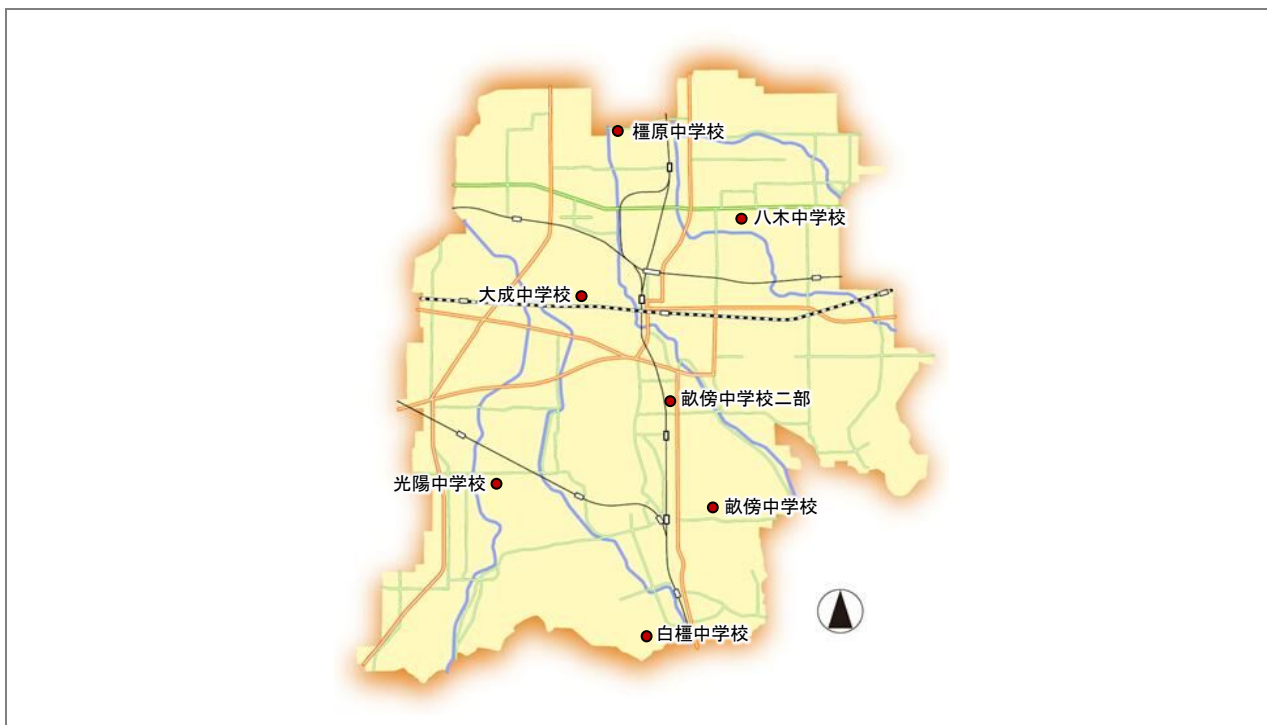
方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童数の減少により、学級数や 1 学級当たりの児童数が減少し、施設に余裕があると考えられることから、統廃合や複合化等により、延床面積の縮減を目指します。 ● 統廃合や複合化を検討する際には、教育の質の確保や各学校の伝統や地域性の違いを考慮し、地元や保護者と協議を行い、通学距離及び通学路の安全確保の観点から、必要に応じて校区の再編成やスクールバス等の交通手段の導入などを行います。 ● 小学校は教育の場であるとともに、地域コミュニティの核としての性格を有することから、施設縮減の検討の際には、統廃合だけでなく、教育施設との管理区分・管理体制を明確にした上で、幼稚園や放課後児童健全育成施設、地区公民館、その他福祉施設等の多世代交流や地域コミュニティの形成を促進する施設との複合化についても検討します。 ● 今後の人口減少に伴い児童数の減少が予測されることから、今後も児童数等の推移を精査し、適正規模の検討を継続して実施します。その中で、小中一貫校の設置についても検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検を適切に実施するとともに、再配置検討の結果、今後も保有する施設は、計画的に長寿命化工事または改

6 施設類型別の方針

	築工事を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 統廃合や複合化による更新コストの縮減や施設の定期的な点検を適切に実施し、計画的に修繕することにより、維持管理コストを平準化します。

6-4-2 中学校

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	畝傍中学校	石川町204	1974	50	13,303.00	複合	直営	1988	実施済み	耐震改修済み	●
2	畝傍中学校二部	大久保町156	1974	50	397.00	単独	直営	2011	実施済み	耐震改修済み	-
3	八木中学校	新賀町33	1975	49	16,375.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
4	大成中学校	小網町77-2	1977	47	10,384.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
5	榎原中学校	西新堂町26-1	1982	42	10,597.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	●
6	光陽中学校	古川町20	1980	44	11,243.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	●
7	白檀中学校	白檀町8丁目12-1	1982	42	8,626.00	単独	直営	1989	実施済み	耐震改修済み	●

(3) 施設の概要

【中学校 6 校】

- 学校教育法及び中学校設置基準に基づく法的義務により設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の 17.4% を占めています。
- 義務教育における学校教育を実践する教育施設であると同時に、大規模災害時における避難所としての機能や、地域コミュニティの活動拠点としての機能を有しています。

【畝傍中学校二部】

- 学校教育法、中学校設置基準及び学校教育法施行令に基づいて設置しています。
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するための施設で

す。

(4) 施設の課題

- 生徒数や学級数の目標水準を満たしていない施設や、生徒1人当たり面積及び普通教室に占める余裕教室の割合が大きい施設は、施設規模の見直しや施設の有効活用の検討が必要となっています。
- 今後の人口動態を踏まえ、校区間のバランスの取れた施設配置を検討するとともに、同種施設との統廃合や近隣施設との複合化など、地域の特性を踏まえた再配置の検討が必要となっています。
- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少に伴い、生徒数の減少が予測されることから、生徒数等の推移を精査し、適正規模を検討の上、統廃合や複合化等により、延床面積の縮減を目指します。 ● 小中一貫校の設置についても検討します。 ● 統廃合や複合化を検討する際には、教育の質の確保や各学校の伝統や地域性の違いを考慮し、地元や保護者と協議を行い、通学距離及び通学路の安全確保の観点から、必要に応じて校区の再編成やスクールバス等の交通手段の導入などを行います。 ● 複合化を検討する際には、教育施設との管理区分・管理体制を明確にした上で、幼稚園や放課後児童健全育成施設、地区公民館、その他福祉施設等の多世代交流や地域コミュニティの形成を促進する施設との複合化についても検討します。 ● 畝傍中学校二部は、学齢期に就学の機会がなかった人に就学の場を与える施設であり、市内に1施設のみであるため、今後も機能は維持します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検を適切に実施するとともに、再配置検討の結果、今後も保有する施設は、計画的に長寿命化工事または改築工事を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 減築や複合化による更新コストの縮減や施設の定期的な点検を適切に実施し、計画的に修繕することにより、維持管理コストを平準化します。

6-4-3 給食室等

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (m ²)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	畝傍東小学校給食室	大軽町283	1976	48	167.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
2	畝傍北小学校給食室	大久保町156	1983	41	165.00	複合	その他	1996	実施済み	耐震改修済み	-
3	鴨公小学校給食室	縄手町324	1974	50	111.00	複合	その他	-	実施済み	不要	-
4	晩成小学校給食室	小房町1-54	1977	47	160.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
5	今井小学校給食室	今井町3丁目4-40	1991	33	139.00	複合	その他	1991	実施済み	耐震改修済み	-
6	真菅小学校給食室	曾我町710	1980	44	171.00	複合	その他	1989	実施済み	耐震改修済み	-
7	真菅北小学校給食室	大垣町220-1	1974	50	211.51	複合	その他	2024	実施済み	耐震改修済み	-
8	耳成小学校給食室	葛本町625	1977	47	158.00	複合	その他	1994	実施済み	耐震改修済み	-
9	耳成南小学校給食室	常盤町3	1973	51	130.00	複合	直営	2016	実施済み	耐震改修済み	-
10	耳成西小学校給食室	上品寺町455-1	1980	44	168.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
11	金橋小学校給食室	雲梯町216-1	1980	44	160.00	複合	その他	2003	実施済み	耐震改修済み	-
12	香久山小学校給食室	膳夫町98-1	1982	42	93.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
13	畝傍中学校給食室	石川町204	1974	50	172.00	複合	その他	1988	実施済み	耐震改修済み	-
14	八木中学校給食室	新賀町33	1975	49	202.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
15	大成中学校給食室	小綱町77-2	1978	46	137.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
16	檀原中学校給食室	西新堂町26-1	1982	42	209.00	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
17	光陽中学校給食室	古川町20	1980	44	211.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
18	白樫共同調理場	白樫町3丁目1-1	1978	46	602.82	単独	直営	-	旧耐震基準	耐震改修済み	-

(3) 施設の概要

- 主に学校給食法、学校給食衛生管理基準及び橿原市学校給食共同調理場条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.8%を占めています。
- 小中学校の児童生徒及び教職員等に提供する学校給食を調理する施設です。
- 白櫃共同調理場は畝傍南小学校、新沢小学校、白櫃小学校及び白櫃中学校分を調理しており、残る17校は各学校内の給食室で調理しています。
- 白櫃共同調理場及び学校内の給食室3施設は直営、学校内の給食室14施設は業務委託により運営しています。

(4) 施設の課題

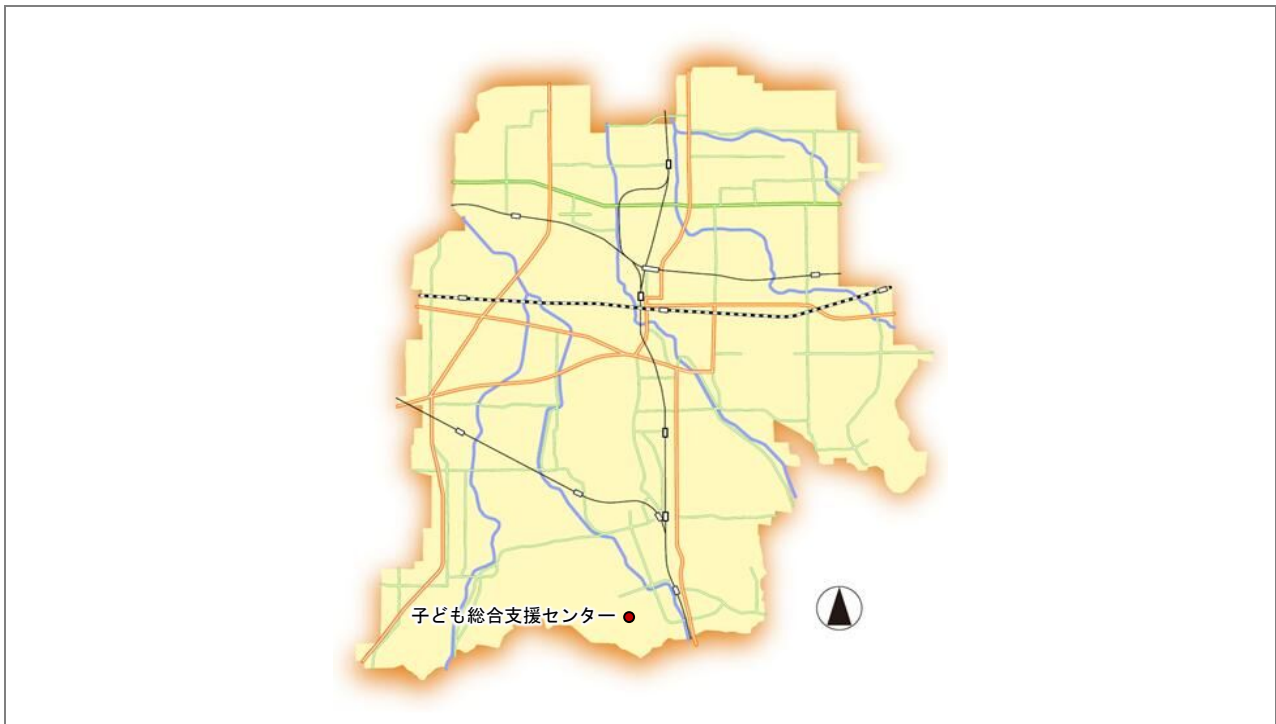
- 老朽化により改修工事が必要な状況です。

(5) 基本的方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 学校給食衛生管理基準に適合した衛生面の速やかな向上を図るため、調理場の新設を含め、全校集約化に向けた検討を進めます。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 白櫃共同調理場の調理能力を考慮し、順次、集約化を行い、業務の効率化や運営費用の縮減を図ります。

6-4-4 子ども総合支援センター

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	子ども総合支援センター	白樺町8丁目19-1	1981	43	975.31	単独	直営	2013	実施済み	耐震改修済み	-

(3) 施設の概要

- 児童福祉法、発達障害者支援法及び樺原市子ども総合支援センター条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.2%を占めています。
- 子どもの発達の様子が気になる段階から、健やかな成長・発達を目指して、関係機関と連携しながら総合的な視点で療育・相談・研修等を行い、子どもやその家族、学校関係者等に対して早期から支援する総合施設です。

(4) 施設の課題

- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 設置目的や必要性も高いことから、今後も機能は維持します。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。

6 施設類型別の方針

経済性の向上

- 効率的・効果的な施設運営を図ります。

6-5 子育て支援施設

6-5-1 幼稚園

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	畝傍南幼稚園	見瀬町2295	1984	40	725.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
2	畝傍東幼稚園	大軽町283	1977	47	1,013.00	単独	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
3	晩成幼稚園	縄手町2	1979	45	960.50	複合	直営	-	実施済み	不要	-
4	真菅幼稚園	曾我町813	1981	43	914.00	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
5	真菅北幼稚園(※)	大垣町227	1975	49	908.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
6	香久山幼稚園	膳夫町90-1	1979	45	439.00	単独	直営	-	実施済み	不要	-
7	耳成幼稚園	葛本町593	1982	42	746.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
8	耳成南幼稚園	山之坊町109-5	1975	49	1,031.00	複合	直営	-	実施済み	耐震改修済み	-
9	耳成西幼稚園	上品寺町482-1	1980	44	882.00	単独	直営	-	実施済み	不要	-
10	白樺幼稚園	白樺町3丁目10-1	1978	46	915.00	単独	直営	2007	実施済み	耐震改修済み	-

※真菅北幼稚園は、令和7(2025)年度に除却が完了します。

(3) 施設の概要

- 学校教育法及び幼稚園設置基準に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の2.1%を占めています。
- 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の

健やかな成長のために適切な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とした教育施設であり、福祉避難所の役割も担っています。

- 畝傍南幼稚園は、令和 8（2026）年 3 月で廃止となります。

（４）施設の課題

- 今後の人口動向に留意し、「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画（令和 5（2023）年 3 月）」に基づく再編等の検討が必要となっています。
- 建物改修を実施していない施設は、建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

（５）基本的方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に基づき、統廃合や認定こども園化への移行を検討し、延床面積の縮減を目指します。
長寿命化の推進	● 計画的に長寿命化工事を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 教育の質を維持または向上させ、子育てしやすいまちを目指し、地域ごとの設置状況を考慮しながら、統廃合や認定こども園への移行を検討します。

6-5-2 こども園

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	第1こども園	縄手町324他	1996	28	2,378.63	単独	直営	-	実施済み	不要	-
2	第2こども園	今井町2-11-18他	2000	24	2,435.84	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
3	第3こども園	雲梯町289-2	1985	39	1,773.69	単独	直営	2011	新耐震基準	-	-
4	第4こども園	大久保町152他	1981	43	2,422.39	単独	直営	2013	新耐震基準	-	-
5	第5こども園	川西町581-1	1981	43	1,739.77	単独	直営	2013	実施済み	不要	-

(3) 施設の概要

- 幼稚園機能は学校教育法及び幼稚園設置基準、保育所機能は児童福祉法に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の2.6%を占めています。
- 就学前の幼稚園児・保育所児をとともに生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であるという認識の下、幼稚園と保育所が連携を強化し、総合的な子育て施策の展開と体制の構築を図るため、幼稚園と保育所を並存させつつ一体的に運営する施設であり、幼稚園の園児と保育所の児童と一緒に教育・保育を受ける場となっています。
- 社会での女性の就労の拡大や社会情勢の変化により、長時間保育や質の高い教育の提供など保育ニーズは多様化しており、子どもの数は減少するものの、保育に対する需要は高い水準を維持しています。

- 保育ニーズの増加に伴い、民間施設との連携や施設改修等による受け入れ人数の増加対応を行い、待機児童の解消に努めています。今後は、現状の機能を維持しながら、待機児童の解消を図ります。

(4) 施設の課題

- 類似施設等の用途や今後の人口動向も踏まえて、「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画（令和5（2023）年3月）」に基づき、施設のあり方の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本的方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 園児数や保育ニーズの検証を行い、「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に基づき、保有総量の最適化を行います。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 教育・保育の質を維持または向上させ、子育てしやすいまちを目指し、幼稚園と保育園を一体化するなど統括運営することで、管理運営の効率化を図っていきます。

6-5-3 児童館

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	飛驒児童館	飛驒町94-2	1980	44	238.91	複合	直営	2023	実施済み	耐震改修済み	-
2	大久保児童館	大久保町15-1	1978	46	282.40	複合	直営	-	実施済み	不要	-
3	白檀児童センター	白檀町8-19-2	1998	26	763.59	複合	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 児童福祉法及び檀原市児童館設置及び管理に関する条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.3%を占めています。
- 地域社会における児童生徒の活動拠点として、児童の健全な育成及び地域での子育て支援体制の充実を図るための施設です。
- 健全な遊びを通して、子どもの成長を支援し、児童の人権尊重の精神を養うとともに、これらの児童の健全な育成を目指した活動を行っています。
- 白檀児童センターは、令和8(2026)年3月で廃止となります。

(4) 施設の課題

- 類似施設や今後の人口動向にも留意し、近隣施設の有効活用も含め、地域とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。

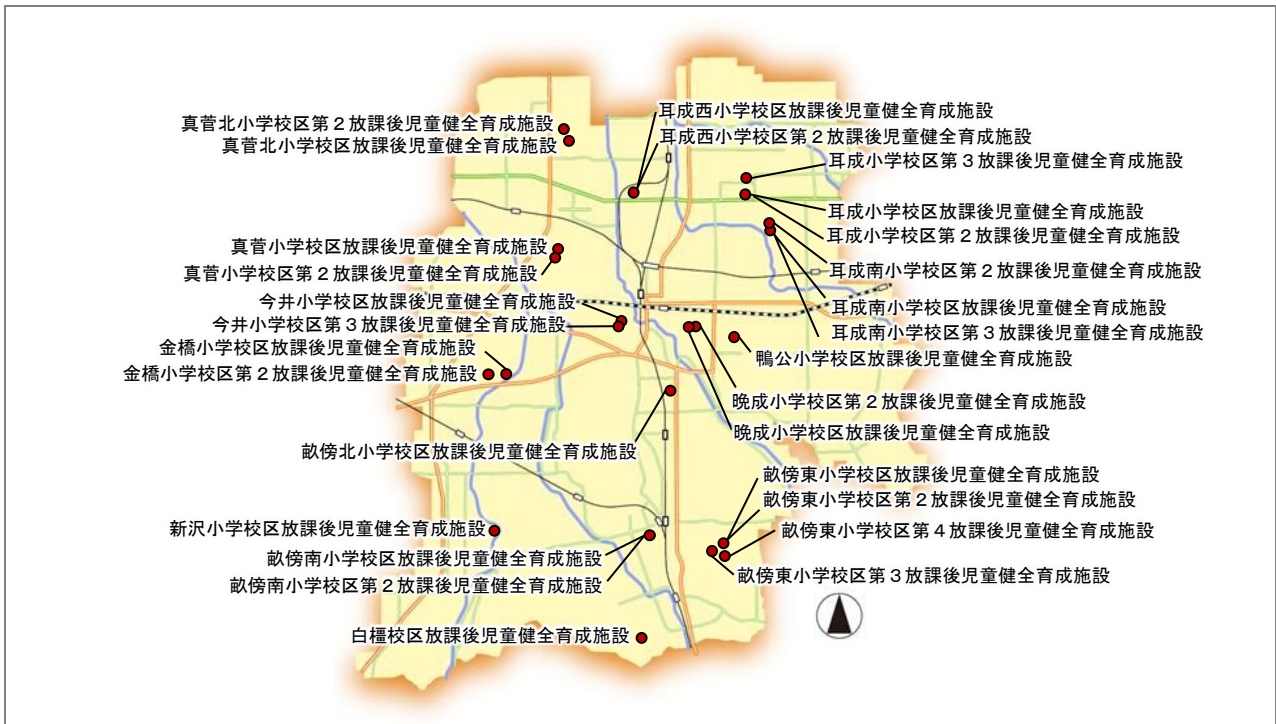
- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 設置目的や設置経緯の観点から施設の必要性は高いですが、隣接する地域にも同種の施設が設置されているため、地域とともに今後のあり方を検討し、延床面積を縮減します。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 地域コミュニティの施設であるため、地域と連携した効率的な運営を行います。

6-5-4 放課後児童健全育成施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 _耐震診断	耐震対策状況 _耐震改修	指定 避難所
1	耳成小学校区放課後児童健全育成施設	葛本町757-2	2005	19	92.53	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
2	耳成小学校区第2放課後児童健全育成施設	葛本町757-2	2005	19	92.53	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	耳成小学校区第3放課後児童健全育成施設	葛本町593	1982	42	79.00	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
4	耳成西小学校区放課後児童健全育成施設	上品寺町328-1	2003	21	115.93	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	耳成西小学校区第2放課後児童健全育成施設	上品寺町328-1	2012	12	46.58	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
6	耳成南小学校区放課後児童健全育成施設	山之坊町109-5	2001	23	66.10	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
7	耳成南小学校区第2放課後児童健全育成施設	常盤町3	1980	44	293.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
8	耳成南小学校区第3放課後児童健全育成施設	山之坊町109-5	1977	47	64.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
9	晩成小学校区放課後児童健全育成施設	小房町1-23	2008	16	148.35	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
10	晩成小学校区第2放課後児童健全育成施設	縄手町2	1979	45	71.50	複合	その他	-	実施済み	不要	-
11	畝傍北小学校区放課後児童健全育成施設	大久保町15-1	1978	46	182.00	複合	その他	-	実施済み	不要	-
12	畝傍東小学校区放課後児童健全育成施設	石川町1520-305	2003	21	97.20	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
13	畝傍東小学校区第2放課後児童健全育成施設	石川町1520-305	2008	16	46.73	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
14	畝傍東小学校区第3放課後児童健全育成施設	石川町513-1	2013	11	148.36	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
15	畝傍東小学校区第4放課後児童健全育成施設	大軽町283	1979	45	64.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
16	畝傍南小学校区放課後児童健全育成施設	見瀬町2295	1984	40	76.00	複合	その他	-	新耐震基準	-	-

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
17	畝傍南小学校区第2放課後 児童健全育成施設	見瀬町2295	1984	40	76.00	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
18	真菅北小学校区放課後 児童健全育成施設	大垣町233	2011	13	148.36	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
19	真菅北小学校区第2放課後 児童健全育成施設	大垣町227	1975	49	216.00	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
20	真菅小学校区放課後 児童健全育成施設	曾我町719-2	1982	42	302.09	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
21	真菅小学校区第2放課後 児童健全育成施設	曾我町710	1968	56	84.64	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
22	金橋小学校区放課後 児童健全育成施設	雲梯町926-2	2003	21	117.57	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
23	金橋小学校区第2放課後 児童健全育成施設	雲梯町216-1	1980	44	117.60	複合	その他	-	実施済み	耐震改修済み	-
24	白樫校区放課後 児童健全育成施設	白樫町8-19-2	1998	26	64.00	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
25	新沢小学校区放課後 児童健全育成施設	川西町140-1	1999	25	731.14	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
26	今井小学校区放課後 児童健全育成施設	今井町 3丁目1番25号	不明	-	144.78	単独	その他	2015	実施済み	不要	-
27	今井小学校区第3放課後 児童健全育成施設	今井町2-11-18他	2000	24	200.48	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
28	鴨公小学校区放課後 児童健全育成施設	醍醐町42-2	2000	24	438.51	複合	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 児童福祉法及び榊原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.1%を占めています。
- 小学校校区内に1施設を基準として設置しており、就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成及び地域での子育て支援体制の充実を図るための施設です。
- 施設は本市が保有し、放課後児童クラブ運営協議会等が運営する公設民営で事業を行っています。
- 社会での女性の就労の拡大や社会情勢の変化により、放課後児童健全育成施設の需要は高まっており、定員充足率も高くなっています。しかし、空き施設等を活用して施設を設置していることもあり、校区内に複数設置していたり、小学校から離れた場所に設置していたりする施設があります。
- 真菅北幼稚園内で運営していた真菅北小学校区第2放課後児童健全育成施設は、令和7(2025)年9月から真菅北小学校内へ移転しています。使用していた真菅北幼稚園舎は令和7(2025)年に除却が完了します。
- 白樫校区放課後児童健全育成施設は、令和8(2026)年8月に現在改修中の旧白樫北小学校内に移転する予定です。

(4) 施設の課題

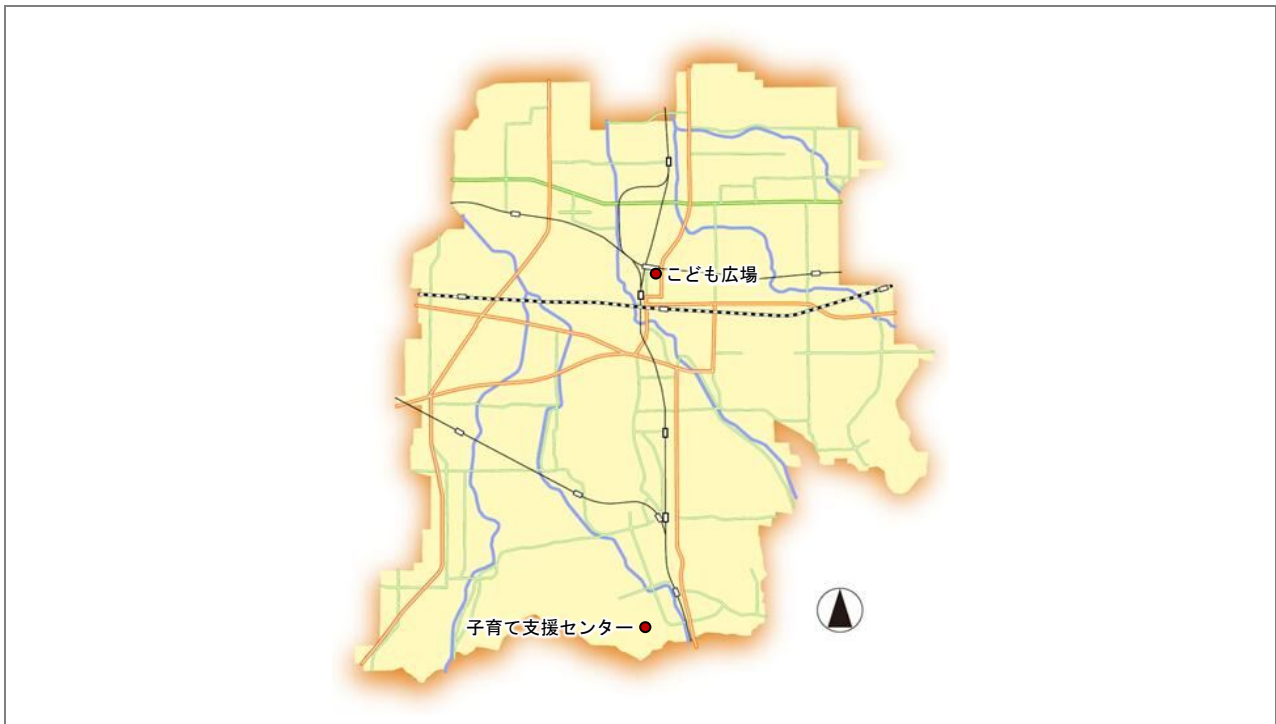
- 類似施設や利用ニーズ、今後の人口動向にも留意し、また、近隣施設の有効活用や利用者の利便性・安全性も含め、施設のあり方の検討が必要となっています。
- 小学校等と連動した施設のあり方の検討も必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育施設との管理区分・管理体制を明確にし、児童の安全性・利便性を考慮した上で、小学校の余裕教室等を利用した複合化を検討します。 ● 利用ニーズは依然として高止まりする可能性があり、今後も利用者数の検証を行い、適正規模の検討を行います。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校の余裕教室等の状況を確認し、小学校校舎の長寿命化改修や大規模改修などに合わせて小学校との複合化を検討します。 ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間による運営により、管理運営費の縮減を図っています。今後も、小学校の余裕教室等を利用した複合化を検討し、更新コストの縮減を図ります。

6-5-5 子育て施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	こども広場	内膳町1-6-8	2010	14	349.06	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
2	子育て支援センター	白樺町8-19-2	1998	26	254.40	複合	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 主に児童福祉法、児童福祉法施行規則、橿原市観光交流センター条例及び橿原市地域子育て支援拠点事業の実施に関する規則に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.1%を占めています。
- 子育て中の孤立感の緩和や仲間づくりの支援等、楽しく子育てができる環境づくりの充実を図るための施設です。

(4) 施設の課題

- 利用者増加の方策を含む運営方法の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

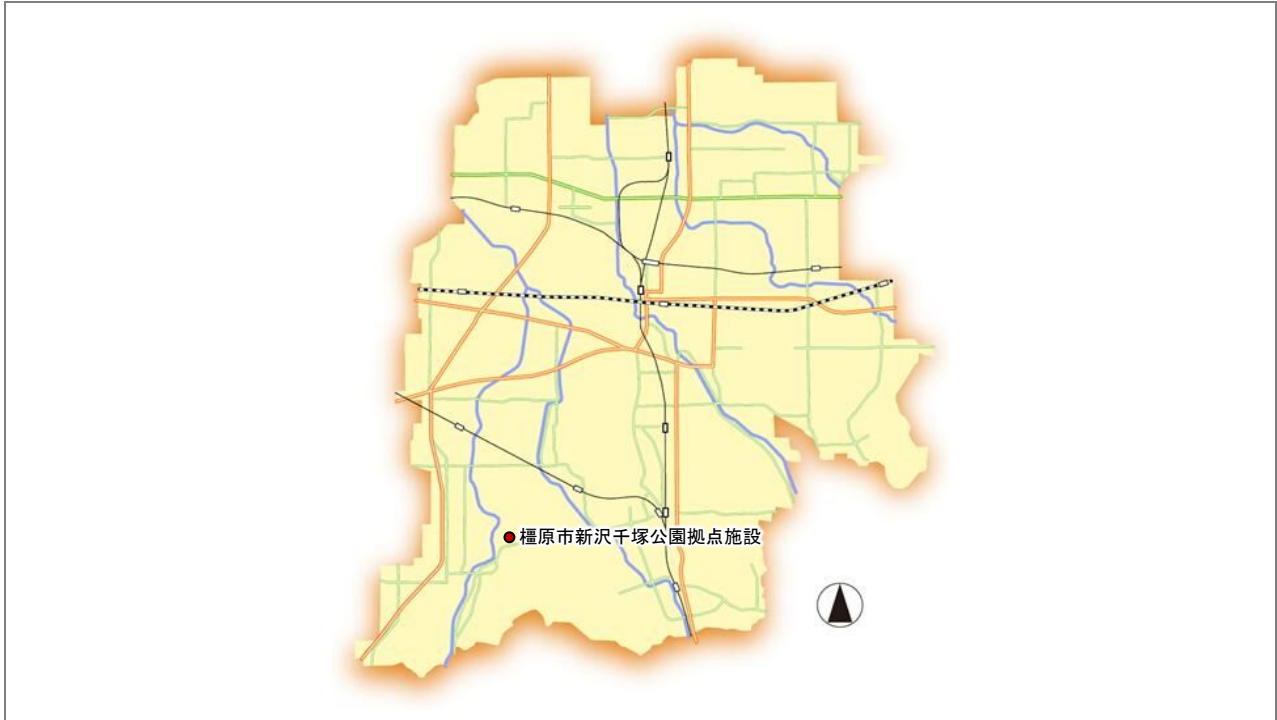
(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 人口減少に伴い乳幼児の減少も予測されるため、今後も利用者数の検証を行い、適正規模の検討を行います。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 現在の機能を維持するとともに、楽しく子育てができる環境づくりの目的を遂行するため、魅力的な子育て講座の実施など内容の充実に努めます。また、子育てに精通した相談員の配置など、更なる利便性及び利用率向上に取り組み、費用対効果を高めます。

6-6 保健・福祉施設

6-6-1 レクリエーション施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	檀原市新沢千塚公園拠点施設	川西町855-1	2015	9	4,127.46	単独	指定管理	-	新耐震基準	-	●

(3) 施設の概要

- 檀原市新沢千塚公園拠点施設条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.0%を占めています。
- 檀原市新沢千塚公園拠点施設（シルクの杜）は、新沢千塚古墳群の自然豊かな環境において、市民の健康の維持・増進、交流人口の拡大、観光振興による地域の活性化を図るため、健康づくり・生涯学習の普及支援・地域の世代間交流の拠点となる場を提供しています。

(4) 施設の課題

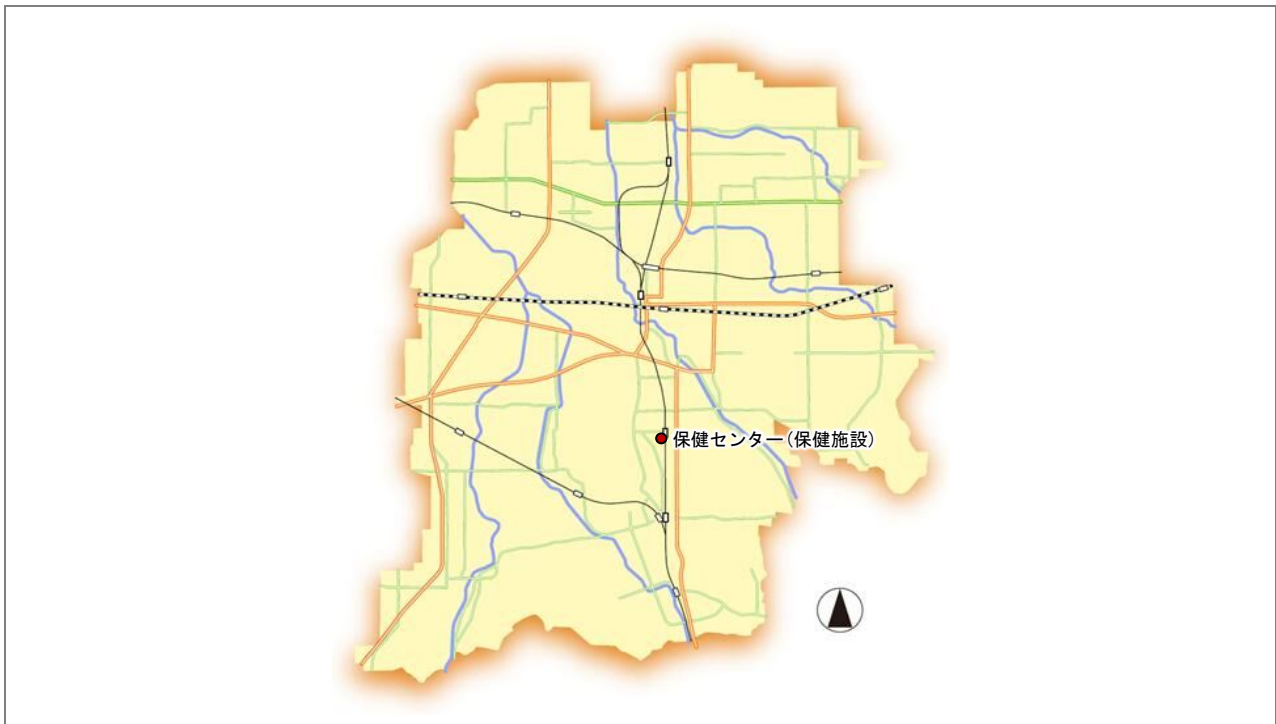
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本的方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 (2016) 年度に供用を開始した施設であり、利用者数も増加傾向であることから、今後も機能は維持します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者による管理運営により、効率化を図っています。また、同じ指定管理者が、新沢千塚古墳群公園の公園区域において Park-PFI を活用した民間施設の設置管理も一括して行っています。 ● 鉄道駅から離れており、公共交通によるアクセスが悪いため、コミュニティバス等、誰もが簡単にアクセスできる方法等を検討し、利便性及び利用率向上に取り組めます。

6-6-2 保健施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	保健センター(保健施設)	畝傍町9-1	1978	46	1,480.58	複合	直営	-	実施済み	不要	-

(3) 施設の概要

- 保健センター機能は地域保健法及び保健センター条例、休日夜間応急診療所機能は休日夜間応急診療所条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.4%を占めています。
- 市民の保健活動の総合的な拠点として、休日夜間応急診療所の設置や各種教室・幼児健診などを実施し、医療基盤や保健・医療体制の充実を図り、市民の健康増進に寄与するための施設です。

(4) 施設の課題

- 建物及び設備の老朽化が深刻であり、喫緊の対応が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 市民の健康増進に必要な施設であることから、今後も機能は維持します。

6 施設類型別の方針

長寿命化の推進	● 大規模改修や除却も含めた建物の方向性を検討します。
経済性の向上	● 休日夜間応急診療所は、近隣に奈良県立医科大学附属病院等の医療機関があることから、その他医療機関との連携及び医療の住み分けを行うとともに、近隣市町村との広域化等を検討し、事務の効率化を図ります。

6-7 行政施設

6-7-1 庁舎等

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	本庁舎	八木町1丁目1-18	1986	38	971.68	単独	直営	-	実施済み	不要	-
2	分庁舎(庁舎)	内膳町1丁目1番60	2017	7	8,042.50	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	かしはら万葉ホール(事務所)	小房町11-5	1995	29	1,548.80	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
4	保健センター(北館・事務所)	畝傍町9-1	1978	46	1,132.78	複合	直営	-	実施済み	不要	-
5	保健センター(南館・事務所)	畝傍町9-1	1978	46	1,647.29	単独	直営	2001	実施済み	不要	-
6	歴史に憩う橿原市博物館 (文化財保存活用課)	川西町858-1	1977	47	754.93	複合	直営	-	実施済み	不要	-
7	クリーンセンターかしはら (収集)	川西町1038-2	1977	47	1,950.66	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
8	リサイクル館かしはら(事務所)	東竹田町1-1	2000	24	981.00	複合	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 主にかしはら万葉ホール条例、橿原市保健センター条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の4.2%を占めています。
- 本庁舎及び分庁舎(庁舎)は、市政全般にわたる事務を総合的に執り行っており、広く市民に直結する行政サービスを提供しています。また、災害時などにおける拠点となる施設です。

- その他の庁舎等は、各用途に合わせた市民サービスの向上を図るための施設です。
- 行政事務を行うための施設ですが、人口増加及び市民ニーズの多様化、地方への権限移譲、本庁舎除却に伴う一時避難等により、現在 8 箇所にあります。
- 平成 29（2017）年度に八木駅南に分庁舎（庁舎）が完成し、ライフイベントに関する届出等が行える総合窓口及び関連部署が集約され、利便性の向上を図っています。
- 本庁舎は、耐震性を有さず老朽化が進行していたことから、現地建替え事業を進めていましたが、基本・実施設計業務の途中、令和 3（2021）年 3 月に概算事業費の大幅な超過等を理由に現地建替えを一旦断念しました。その後、耐震性の無い本庁舎から、本庁舎（東棟・北館）、分庁舎（庁舎）、かしはら万葉ホール、リサイクル館かしはらへの機能の一時避難が完了し、令和 7（2025）年 3 月には、市長室等が入居する本庁舎（東棟）を残し本庁舎（本館・西棟・西館）の除却工事を完了しています。

（４）施設の課題

- 建物及び設備の老朽化対策の検討や、施設の利活用を含めた庁舎機能の集約化の検討が必要となっています。
- 本庁舎は、行政の拠点施設ですが、耐震性のある東棟を残し除却が完了しており、その後の整備方針を検討中です。

（５）基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎は、除却完了後の本庁舎敷地において、令和 2（2020）年 4 月に策定した新本庁舎建設基本計画（修正版）の見直しを行い、今後の人口減少や職員の働き方の変化等を見据えた、コンパクトかつフレキシブルな庁舎整備のあり方を検討します。 ● 保健センターは、北館・南館ともに空きスペースがあり、また、建物及び設備等の老朽化が著しいことから、事務の効率化を目指し、両館の集約を検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進行している本庁舎（東棟）は、建替えも含めて今後の整備方針を検討します。 ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理運営業務の効率化を図り、今後も歳出額の縮減を行います。

6-7-2 消防施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	第1分団消防車庫	見瀬町202-1	1984	40	55.91	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
2	第2分団消防車庫	飛騨町75-4	1986	38	101.40	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	第3分団消防車庫	膳夫町477	1981	43	59.60	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
4	第4分団消防車庫	十市町8-2	1988	36	97.30	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	第5分団消防車庫	小槻町235-14	2020	4	147.47	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
6	第6分団消防車庫	雲梯町927	1985	39	54.25	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
7	第7分団消防車庫	川西町565-1	2010	14	147.84	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
8	第8分団消防車庫	八木町1丁目427-4	2009	15	145.36	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
9	第9分団消防車庫	今井町2丁目82-1	1999	25	132.00	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
10	かしはら安心パーク	東竹田町224-1	2013	11	816.50	単独	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 各消防車庫は消防組織法、かしはら安心パークは橿原市事務分掌規則に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.4%を占めています。
- 消防活動と地域防災力向上のための拠点施設になります。市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するために設置される消防団の消防車庫、詰所及び訓練等のため

の施設です。

(4) 施設の課題

- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の安全・安心を守るために必要な施設であることから、機能は維持します。ただし、消防車庫を更新する際は、地域の防災活動の拠点として、災害時には早期に対応できるよう配置等を考慮し、近隣施設との複合化も検討します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進行している施設もあるため、計画的に長寿命化を検討します。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● かしはら安心パークは、利用率の向上を目指し、利用方法の更なる周知などの広報強化策を検討します。

6-7-3 倉庫

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	運動公園備蓄倉庫	古川町92	2009	15	540.00	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
2	埋蔵文化財出土遺物倉庫	川西町621-1	2004	20	363.79	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
3	飛騨町農業共同作業所	飛騨町83-10	1975	49	91.36	単独	直営	-	旧耐震基準	未実施	-
4	旧空港リムジンバス乗務員休憩所	新賀町240-1	2003	21	11.42	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
5	旧大久保町老人憩いの家	大久保町200-1	1991	33	358.32	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
6	旧大久保町共同浴場	大久保町200-1	1991	33	393.99	単独	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 主に運動公園備蓄倉庫は都市公園法、埋蔵文化財及び出土遺物倉庫が文化財保護法及び出土品取扱いに関する指針（平成9（1997）年8月13日文化庁長官裁定）に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の0.4%を占めています。
- それぞれの所有物を保管するための施設です。
- 旧大久保町老人憩いの家及び旧大久保町共同浴場は、令和9（2027）年度に除却予定です。

(4) 施設の課題

- 飛騨町農業共同作業所は、今後の施設のあり方の検討が必要となっています。
- 旧空港リムジンバス乗務員休憩所は、廃止に向けた検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動公園備蓄倉庫は災害時の備蓄物資を、埋蔵文化財出土遺物倉庫は埋蔵文化財出土遺物を保管しており、保管物資の必要性から倉庫の必要性も高く、それぞれの機能は維持します。 ● 飛騨町農業共同作業所は、現在、地元が管理運営しているため、地元移管を検討します。 ● 旧空港リムジンバス乗務員休憩所は、現在、観光振興関係物品を保管していますが、廃止に向けた検討を進めます。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	—

6-8 市営住宅

6-8-1 公営住宅

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	北妙法寺団地	北妙法寺町705	1999	25	1,992.89	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
2	見瀬団地	見瀬町590	1957	67	266.81	単独	直営	-	旧耐震基準	未実施	-
3	日高山団地(A~N棟)	上飛驒町153-6	1984	40	8,179.99	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
4	日高山団地(O棟)	上飛驒町100-1	2000	24	2,126.58	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
5	日高山団地(P棟)	上飛驒町43-1	2003	21	2,250.65	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
6	日高山団地(Q棟)	上飛驒町106	2019	5	730.36	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
7	大久保団地(1~3号棟)	大久保町3-1	1997	27	2,682.48	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
8	大久保団地(C棟)	大久保町31-25他	2020	4	735.38	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
9	四分団地	四分町291	1991	33	6,619.25	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
10	四條団地(1~8号棟)	四條町10-1他	1983	41	10,069.69	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
11	四條団地 (ペア住宅A-1~A-3号)(※)	四條町241-1	1978	46	2,230.44	単独	直営	-	旧耐震基準	不要	-
12	城殿団地	城殿町470	1974	50	1,851.89	単独	直営	-	実施済み	不要	-

※四條団地(ペア住宅A-1~A-3号)は、令和7(2025)年度に除却が完了します。

(3) 施設の概要

- 公営住宅法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めに基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の9.8%を占めています。
- 法的設置義務があり、収入などの制約から民間の市場において適切な水準の住宅を確保することが困難な世帯や災害などにより一時的に住戸を失った世帯などに対して安定した住まいを提供する住宅セーフティネットの中心的役割を担っています。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するための施設です。

(4) 施設の課題

- 建替え時には、将来需要を考慮した施設規模の見直しが必要となっています。
- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の人口動向を考慮しつつ、入居対象者の状況も見定め、また適切な居住水準を確保しながら、改良住宅も含め、延床面積を縮減します。 ● 見瀬団地は、入居募集を停止しており、空き家となった時点で廃止します。 ● 老朽化が進行している施設や耐震性能を満たしていない施設は計画的に更新を進めます。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● コスト縮減を図るため、民間施設の活用などを検討します。

6-8-2 改良住宅

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	飛騨地区改良住宅 (飛騨改良住宅)	飛騨町17他	1994	30	1,754.31	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
2	飛騨地区改良住宅 (上飛騨改良住宅)	上飛騨町73-1他	1996	28	1,879.52	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
3	飛騨地区改良住宅 (高殿改良住宅)	高殿町5-11他	1991	33	644.28	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
4	飛騨地区改良住宅 (城殿改良住宅)	城殿町67-3他	1998	26	744.44	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
5	大久保地区改良住宅 (大久保改良住宅)	大久保町166-1他	1991	33	4,156.50	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
6	大久保地区改良住宅 (四条改良住宅)	四条町24-1他	1992	32	1,232.22	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
7	今井改良住宅	今井町1-6他	不明	-	350.00	単独	直営	2006	旧耐震基準	未実施	-

(3) 施設の概要

- 檜原市改良住宅条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の2.6%を占めています。
- 公営住宅とは異なり、住環境の向上を図るため老朽住宅を取り除いて地区内の整備改善（小集落地区改良事業または小規模住宅地区改良事業）に伴い住宅を失い、困窮する方に対して、住居を提供するための施設です。

(4) 施設の課題

- 地元とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

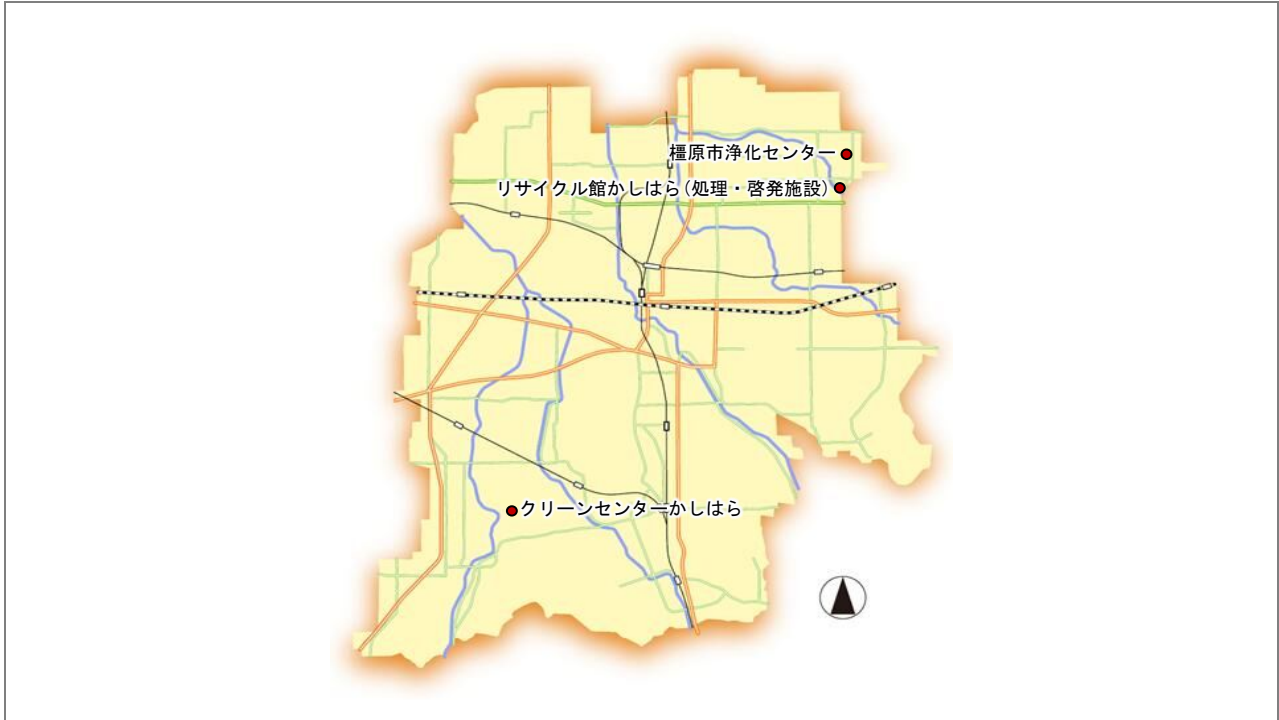
(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 今後の人口動向を考慮しつつ、入居対象者の状況も見定め、また適切な居住水準を確保しながら、公営住宅も含め、延床面積を縮減します。
長寿命化の推進	● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 入居基準等の見直しを検討し、入居率を向上させます。

6-9 環境施設

6-9-1 環境施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	グリーンセンターかしはら	川西町1038-2	2003	21	17,529.10	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
2	リサイクル館かしはら (処理・啓発施設)	東竹田町1-1	2000	24	8,390.23	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	榎原市浄化センター	東竹田町148-1	2006	18	5,238.51	単独	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法的義務により設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の7.6%を占めています。
- 環境保全及び公衆衛生の向上を図るための施設です。

(4) 施設の課題

- 人口減少や環境意識の高まり、公共下水道の普及に伴い、将来的にごみやし尿等の処理量の減少が想定され、運営の一層の効率化が課題となっています。
- 各施設は計画稼働期間が令和19(2037)年までとなっており、その後の施設のあり方について、検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物の処理は市町村の責務であるため、今後も機能は維持します。 ● 処理施設全体の規模を改廃するには多額の費用を要するため、処理量の推移を精査しながら、効率的な設備改修等により設備の更新コストの縮減等を行います。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切なストックマネジメントの実施により健全な状態が維持されており、今後も設備点検や改修等を計画的に実施し、長寿命化を図ります。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期包括運営委託を導入しており、民間事業者が施設の運転管理や定期的な点検、設備更新等の予防保全を適切に行うことで、ライフサイクルコストの平準化・縮減を図っています。受注者の適切な事業執行を市職員がモニタリング等で監視することが重要となっています。

6-10 その他施設

6-10-1 駐車場

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	八木駅前北駐車場	内膳町5丁目1-19	1982	42	6,506.16	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
2	榎原神宮前駅東駐車場	久米町652-22	1990	34	4,452.40	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
3	畝傍御陵前駅東駐車場	大久保町320-4	1998	26	7,229.13	複合	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 駐車場法及び榎原市駐車場条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の4.5%を占めています。
- 道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、自動車利用者の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与するための施設です。

(4) 施設の課題

- 周辺の民間施設の状況等を踏まえて、施設のあり方の検討が必要となっています。
- 現在、八木駅周辺のまちづくりの方向を検討中であるため、八木駅前北駐車場は、八木駅周辺のまちづくりの方向性と連携する必要があります。
- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。

- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	● 今後の人口減少に伴い利用台数の減少が予想されることから、将来需要を精査し、あり方を検討した上で延床面積を縮減します。
長寿命化の推進	● 保有総量の検討を行った上で、今後も保有する施設は、計画的に長寿命化工事を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	● 管理運営委託により運営していますが、利用者数が少ない施設もあるため、利用料金及び利用時間等の見直しや民間活力の活用等の導入を検討します。

6-10-2 自転車駐車場

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	真菅駅前自転車駐車場	中曾司町193-4	1981	43	210.00	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
2	八木駅前北自転車駐車場	内膳町5丁目1-19	1982	42	3,213.45	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	八木西口駅前自転車駐車場	八木町1丁目547-2	1988	36	468.84	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
4	新ノ口駅前自転車駐車場	新口町122-3	2003	21	71.43	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
5	榑原神宮前駅中央口 自転車駐車場	久米町	1991	33	685.78	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
6	榑原神宮前駅東口 自転車駐車場	久米町	1988	36	728.36	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
7	榑原神宮前駅西口 自転車駐車場	久米町	1995	29	1,718.98	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
8	榑原神宮西口駅前南 自転車駐車場	西池尻町374-5	2000	24	173.38	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
9	欽傍御陵前駅前自転車駐車場	大久保町445-1	1979	45	438.75	単独	その他	-	旧耐震基準	未実施	-
10	欽傍御陵前駅東自転車駐車場	大久保町320-4	1998	26	690.20	複合	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び榑原市自転車駐車場条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の2.1%を占めています。
- 駐輪場ニーズに対応するとともに、道路交通の円滑化を図るための施設です。

(4) 施設の課題

- 収益率が悪い施設は、コスト改善を含む運営方法の検討が必要となっています。
- 新ノ口駅前自転車駐車場及び樫原神宮前駅中央口自転車駐車場は休止中であり、廃止も含めた今後の方向性の検討が必要となっています。
- 建物及び設備の老朽化対策の検討が必要となっています。
- 計画的な予防保全の実施が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律により、自治体は駅前広場の良好な環境の確保及び自転車等の利用者の利便のため自転車等の駐車対策を行う必要があることから、自転車駐車場の機能は維持します。 ● 機能としては維持しますが、今後の人口減少に伴い利用台数の減少が予測されることから、延床面積を縮減します。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有総量の検討を行った上で、今後も保有する施設は、計画的に長寿命化工事を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理運営委託により運営していますが、令和8(2026)年6月より指定管理者制度の導入を予定しており、管理運営費の縮減を図っていきます。現状では、収益率が悪い施設もあるため、効率的な運営を図ります。

6-10-3 斎場・墓園

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の 建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設 配置 形態	管理 運営 形態	大規模 改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定 避難所
1	檀原市営斎場	南山町777	1986	38	4,610.00	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
2	合葬式墓地	南山町694	2011	13	78.37	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
3	檀原市営香久山墓園センター	南山町694	1987	37	223.46	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
4	飛驒町墓地管理棟・休憩所	上飛驒町69-3	1990	34	68.85	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	大久保町共同墓地休憩所	山本町118-2	1997	27	20.35	単独	その他	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 主に檀原市営斎場条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の1.2%を占めています。
- 火葬や葬儀等を行い、公衆衛生の向上を図るための施設です。

(4) 施設の課題

- 檀原市営斎場は、令和34(2052)年度まで稼働期間が計画されており、その間も社会の動向や利用者のニーズの変化に対応できる施設となるよう、検討が必要となっています。
- 合葬式墓地及び檀原市営香久山墓園センターは、計画的な予防保全の実施が必要となっています。
- 檀原市営香久山墓園センターは、老朽化が進行していることから、計画的に長寿命

化工事をする必要があります。

- 飛騨町墓地管理棟・休憩所及び大久保町共同墓地休憩所は、地元とともに今後の施設のあり方の検討が必要となっています。

(5) 基本の方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 榎原市営斎場、合葬式墓地及び榎原市営香久山墓園センターは、公衆衛生の向上及び公共の福祉の観点から必要であるため、今後も機能は維持します。 ● 飛騨町墓地管理棟・休憩所及び大久保町共同墓地休憩所は、利用者が限定され、また、実質的に地元が管理運営していることから、地元移管の検討も進めます。
長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 榎原市営斎場は、多様化している葬儀に対応できるよう改修を行うなど、利便性向上及び効率的な運営を図ります。 ● 飛騨町墓地管理棟・休憩所及び大久保町共同墓地休憩所は、実質的に地元が管理運営しており、今後も地元運営による管理運営費の縮減を行います。

6-10-4 その他施設

(1) 施設位置図



(2) 対象施設一覧

No.	施設名	所在	主な棟の建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	施設配置形態	管理運営形態	大規模改修年度	耐震対策状況 耐震診断	耐震対策状況 耐震改修	指定避難所
1	檀原市観光交流センター(市民活動交流広場・市民相談広場・男女共同参画広場・檀原市消費生活センター)	内膳町1-6-8	2010	14	559.24	複合	直営	-	新耐震基準	-	-
2	分庁舎(宿泊施設等)	内膳町1丁目1番60	2017	7	7,583.15	複合	その他	-	新耐震基準	-	-
3	旧白檀児童センター	白檀町8丁目1-25	1978	46	334.50	単独	その他	-	旧耐震基準	未実施	-
4	昆虫館石垣島園場	沖縄県石垣市字宮良1090	1993	31	800.09	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
5	檀原市シルバー人材センター事務所	小房町11-1	1985	39	138.00	単独	その他	2021	新耐震基準	-	-
6	今井西環濠広場トイレ	今井町3-5-8	2024	0	41.07	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
7	JR金橋駅前自転車置場内公衆トイレ	曲川町5丁目279-3	2023	1	11.28	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
8	旧檀原市福祉センターやわらぎの郷	十市町63-1	1996	28	3,108.50	複合	直営	-	新耐震基準	-	●
9	旧檀原神宮西口駅前自転車駐車場	西池尻町346-19	2000	24	375.73	単独	その他	-	新耐震基準	-	-
10	発電機倉庫棟(防災倉庫・給水車倉庫)	小房町37-1	2006	18	226.46	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
11	八木管理棟本館	小房町37-1	1981	43	259.89	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
12	八木浄水場逆洗ポンプ室	小房町37-1	1981	43	45.50	単独	直営	-	新耐震基準	-	-
13	八木浄水場浅井戸1号上屋	小房町62-1	1981	43	10.00	単独	直営	-	新耐震基準	-	-

(3) 施設の概要

- 櫃原市観光交流センター（市民活動交流広場・市民相談広場・男女共同参画広場・櫃原市消費生活センター）は、地域福祉の向上につながる市民や団体の自主的な活動等を支援する拠点施設として設置しています。また、市民相互の交流を図り、にぎわいの創出に寄与することを目的とし、市民の相談や活動の場を提供しています。利用者数は増加傾向となっています。
- 分庁舎（宿泊施設等）は櫃原市コンベンションルーム条例、櫃原市観光交流センター（市民活動交流広場・市民相談広場・男女共同参画広場・櫃原市消費生活センター）は櫃原市観光交流センター条例に基づいて設置しています。
- 延床面積は、総延床面積の3.3%を占めています。
- 分庁舎（宿泊施設等）は、観光振興のための施設です。
- 旧白櫃児童センターは、児童センターの移転により廃止となった施設を地域活動の場として使用しており、地元が管理運営を行っています。
- 昆虫館石垣島圃場は、昆虫館の食草栽培等を行っています。
- 櫃原市シルバー人材センター事務所では、健康で働く機会が欲しいという高齢者に対して、ライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又は軽易な就業」を紹介する事務局を担っています。
- 旧櫃原市福祉センターやわらぎの郷は、指定避難所等として運用しています。
- 発電機倉庫棟（防災倉庫・給水車倉庫）は、中央公民館が停電になった際に、施設へ給電するための発電機が備えられています。

(4) 施設の課題

- 今後の施設のあり方の検討が必要となっています。

(5) 基本的方針

方策	取り組みの方向性
保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ● 櫃原市観光交流センター（市民活動交流広場・市民相談広場・男女共同参画広場・櫃原市消費生活センター）は、地域福祉の向上につながる市民や団体の自主的な活動等を支援する拠点施設であり、機能は維持します。 ● 旧白櫃児童センターは、地域コミュニティの場として機能は必要と考えますが、耐震性能を満たしておらず、今後、地元とともに他の施設との統合や複合化を検討し、将来的には廃止も検討します。 ● 昆虫館石垣島圃場は、昆虫館の食草栽培等を行う施設であるため、昆虫館と合わせてあり方を検討します。 ● 櫃原市シルバー人材センター事務所は、設置目的及び必要性が高いことから今後も機能は維持します。 ● 今井西環濠広場トイレは、来訪者向け施設としての機能も有す

	<p>るため、観光トイレと合わせてあり方を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JR 金橋駅前自転車置場内公衆トイレは、地域貢献の一環として令和 6（2024）年 3 月にイオンモール株式会社より寄附された新しい施設であるため今後も機能は維持します。 ● 旧櫃原市福祉センターやわらぎの郷は、現在、指定避難所等として運用していますが、今後、指定避難所等の機能も維持した平時の利活用方法について検討します。 ● 旧櫃原神宮西口駅前自転車駐車場は、廃止となった施設を地元の防災倉庫として使用しており、地域が管理運営を行っていますが、将来的には廃止を検討します。
<p>長寿命化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の定期的な点検等を実施し、適切に維持管理を行います。
<p>経済性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 櫃原市観光交流センター（市民活動交流広場・市民相談広場・男女共同参画広場・櫃原市消費生活センター）及び櫃原市シルバー人材センター事務所は、更なる利用者の増加に向けて PR 等を行い、費用対効果を向上させます。

6-11 道路

(1) 現状と課題

- 本市の道路は、令和7(2025)年3月31日現在、市道2,388路線、実延長約493.1kmであり、このうち幹線1級市道が61路線(約32.3km)、幹線2級市道が31路線(約25.3km)、その他市道が2,296路線(約435.5km)となっています。
- 多くの道路が整備されて数十年を経過しており、今後道路舗装の老朽化がますます進行することから、財政負担の増加が懸念されます。
- 本市では、国土交通省より通達された「道路ストック総点検実施要領」に準拠して、平成25(2013)年度に主要道路などの265kmを対象に計測車両による路面性状調査を実施し、舗装の損傷度を確認しました。また、この結果をもとに平成26(2014)年3月に「橿原市舗装維持管理計画」を策定し、これに沿って道路を維持管理・保全を行っています。
- 令和7(2025)年1月に「橿原市舗装長寿命化計画」を策定し、舗装の長寿命化に向けた取り組みを進めています。

(2) 今後の方向性

- 「道路ストック総点検実施要領」に基づき、5年ごとの定期点検(路面性状調査)を実施することで管理道路の現状を適切に把握します。また、日常的な道路パトロールを実施することにより、損傷箇所の早期発見と事前対処による交通網の安全確保に努めます。
- 市民生活・経済活動に必要不可欠なライフラインであり、単純に総量を減らすことが最適化につながるものではないため、修繕計画などに基づく効率的な修繕によりライフサイクルコスト縮減と財政負担の平準化に努め、その機能を将来にわたって適正に維持できるよう努めます。

6-12 橋りょう

(1) 現状と課題

- 本市が管理する橋りょうは、高度経済成長期に建設されたものが多く、近い将来、急速に老朽化した橋が増加することになります。これによって、橋の大規模な修繕や架け替えなどの費用が増大し、一時期に集中することが予測されます。
- 本市では、平成 25 (2013) 年に橋長 15m 以上の橋りょう 91 橋を対象として長寿命化修繕計画を策定し、対症療法型から予防保全型へ徐々に移行し事業を進めてきました。令和 7 (2025) 年 2 月に 3 巡目となる長寿命化修繕計画を策定し、計画的な長寿命化を図っています。
- 平成 30 (2018) 年度末までに 379 橋の定期点検を実施し、橋りょうの状態に応じた健全性の診断を行い、その結果、41 橋が判定区分Ⅲ (早期措置段階) と判定され、令和 7 (2025) 年 2 月現在では、41 橋のうち 39 橋の修繕工事が完了しています。

(2) 今後の方向性

- 平成 26 (2014) 年 7 月 1 日付「道路法施行規則の一部を改正する省令」に基づいて、5 年に一度、すべての管理橋りょうの定期的な点検 (近接目視) を実施し、健全度を診断します。
- 早期措置段階と判定された橋りょうのうち、修繕工事が完了していない 2 橋についても順次修繕工事を進めていく予定です。
- 予防保全型の維持管理の下で、橋りょうごとに最適な維持管理を計画的に実施し、橋りょうの長寿命化を図るとともに、PDCA サイクルによる維持管理体制を構築し、将来的な維持管理費の大幅な削減と平準化を図ります。

6-13 公園

(1) 現状と課題

- 本市が管理する公園は、令和7(2025)年3月31日現在、257件(105.41ha)であり、このうち供用開始から30年以上経過した施設は約38.9%となっています。
- これまでの公園の維持管理では、劣化が進んでから修繕を実施する対処療法的な措置を講じており、近年、劣化が進行する施設や破損箇所がみられる施設が増加傾向にあります。
- 今後は厳しい財政状況が想定される中で、公園利用者の安全性と施設機能の確保を実現するためには、限られた財源の中で施設の更新や維持管理を計画的に進める必要があります。現在は、令和4(2022)年1月に修正した「檀原市公園施設長寿命化計画」をもとに、更なる施設の更新や維持管理を進めています。

(2) 今後の方向性

- 公園の保全と安全性を維持するため、すべての公園において維持保全(清掃・保守・修繕)及び日常点検(目視・触診など)を行い、公園台帳システムにデータを蓄積します。さらに、一般施設及び遊戯施設については、年1回の定期点検と5年に1回の健全度調査を実施します。
- 公園を「予防保全型施設」(大規模施設などを対象とし、老朽化のある段階で補修を施すことで施設の寿命が延び、ライフサイクルコストを縮減できる施設)と、「事後保全型施設」(ベンチやフェンスのように補修して寿命を延ばすよりも、機能しなくなった段階で施設を取り替える施設)に区分して管理を行います。
- 「予防保全型施設」については、劣化進行前に補修し、施設の機能と安全を維持させると同時に、計画的な補修により費用の平準化及びライフサイクルコストを縮減します。一方、「事後保全型施設」については、日常点検により異常を確認した時点で修繕を実施します。
- 今後の健全度調査の結果が、「檀原市公園施設長寿命化計画」で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、計画の見直しを行います。
- 更新時には施設の必要性及び優先順位を再度検討するなどにより、規模の縮小も含めた将来的な管理負担の軽減を目指すものとします。

6-14 下水道

(1) 現状と課題

- 本市では、昭和 42 (1967) 年に単独の公共下水道として下水道施設 (管きよ) 整備が始まりました。その後、昭和 53 (1978) 年に奈良県が管理する流域下水道に接続し、現在に至っています。令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在の下水道普及率は 80.5% (総延長約 381.9km) となっており、今後も下水道施設の未整備区域への整備が求められています。
- 下水道管の経年劣化に伴う破損などによる流下能力の低下や二次災害を未然に防ぐため、計画的に調査を行い、必要な箇所については修繕工事を実施するなどの維持管理業務を行っています。
- 平成 30 (2018) 年 4 月に「橿原市下水道事業経営戦略」、平成 31 (2019) 年 3 月に「橿原市公共下水道事業ストックマネジメント計画」を策定し、計画的な下水道長寿命化対策工事を実施するなど適切な維持管理を行い、市民生活への影響やサービス低下などを招かないよう対応を図っています。

(2) 今後の方向性

- 下水道施設は、市民生活と直結する都市基盤であることから、今後も未整備区域への管きよを整備し、普及率の向上に努めます。
- 予防保全型の維持管理として、定期的な点検・調査を行い、修繕などが必要な箇所については適宜修繕を実施します。また、ストックマネジメント計画を踏まえた修繕を実施し、予防保全に努めます。
- ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化などを図ることで、計画的かつ効率的な施設管理に努めます。

7 推進体制

① 情報の一元化及び共有化

公共施設等を取り巻く状況を的確に把握するため、公共施設カルテの活用により、施設の建物性能（品質）、コスト情報（財務）、利用状況（需要）などの情報を一元的に収集・共有することで、効率的な施設維持管理体制を構築します。

② 庁内推進体制

公共施設等を所管する部局をはじめ、関係する庁内部局の職員で構成する「公共施設等総合管理計画推進委員会」を継続して設置し、本計画に基づく取組の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、各公共施設の老朽化状況や利用状況等に関する課題の把握・分析を行います。

また、施設の更新・改修等に係るライフサイクルコストの縮減に向けた検討や、将来需要を見据えた施設の適正配置の推進について協議し、公共施設等マネジメントを計画的かつ着実に推進します。

さらに、必要に応じて、推進委員会の下部組織として専門部会を設置し、特定の施設分野や個別課題を対象に、専門的な調査・研究及び検討を行います。

③ 職員意識改革の推進

公共施設等マネジメントを分野横断的に推進するためには、職員一人ひとりが本市の状況と公共施設等マネジメントの意義を理解し、目標達成に向けて取り組むことが重要であるため、意識啓発や施設点検などに係るノウハウの蓄積や継承に取り組めます。

④ 市民との情報共有と市民の意見を反映する機会の提供

公共施設等マネジメントを推進するには、市民や市民の代表である議会の理解と協力が不可欠です。特に、公共施設等の再編検討は今後のまちのあり方に関わるため、本市の将来像を共有することが重要です。

施設の現状や取り組みなどの情報発信を行い、公共施設等のあり方について意識共有を図るとともに、アンケートやパブリックコメントなどを実施し、市民の意見を反映できる機会を設けます。

⑤ 広域的な連携

公共施設等で提供するサービス（機能）には、地域に密着し一定のエリアの住民を対象とするもの（地域的施設）と、市内外を問わず広く一般の利用を想定したもの（広域的施設）があります。

広域的施設は、市外の住民も利用できるため、国や県、周辺の市町村との共同保有や相互利用など、広域的な連携を検討します。

⑥ フォローアップの実施

本計画期間が長期間にわたるため、一定期間ごとに数値目標を設定し、PDCA サイクルに基づいて進捗管理を行います。

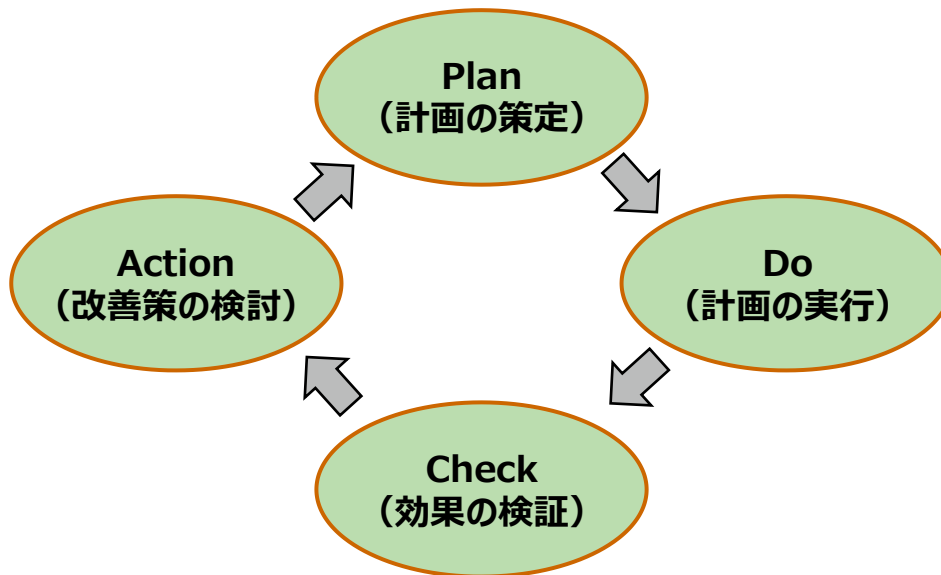
また、社会経済情勢の変化や関連計画の策定・改訂があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

表 7-1 数値目標

期間	縮減率(累計値)	縮減後の延床面積
短期 (～2035 年度)	5.3%	385,645 m ²
中期 (～2045 年度)	10.7%	363,919 m ²
長期 (～2055 年度)	16.0%	342,192 m ²

※令和 8 年 3 月の改訂時に、計画期間全体の数値目標の見直しを行ったことに伴い、短期・中期・長期の期間についても見直し、併せて各期間の数値目標も見直しています。

図 7-1 PDCA サイクルのイメージ



8 参考

① これまでの対策の実績

本市が行った主な実績は以下のとおりです。

表 8-1 これまでの対策の実績

除却・ 建替え	平成 28 (2016) 年度	旧畝傍公民館、旧給食管理室、老人福祉センター千寿荘
	平成 29 (2017) 年度	旧かしの木園、四条団地(中層)
	令和元 (2019) 年度	日高山団地 (Q 棟)
	令和 2 (2020) 年度	日高山団地 (日高山)、大久保団地 (C 棟)
	令和 6 (2024) 年度	四条団地(ペア)、本庁舎 (本館・西棟・西館)
統合	令和 3 (2021) 年度	中央公民館本館・分館を統合 (旧水道局庁舎へ移転)

② 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を、有形固定資産減価償却率と呼びます。これは、耐用年数に対して資産の取得からどの程度の期間が経過しているかを示す割合で、高ければ高いほど老朽化が進行していることを示します。

本市における有形固定資産減価償却率の推移は下表のとおりです。

表 8-2 有形固定資産減価償却率の推移

R2	R3	R4	R5	R6
64.6%	66.3%	67.6%	69.0%	69.2%

用語解説

用 語		意 味
ア 行	依存財源	地方交付税や国庫支出金、県支出金など、国や県の意思により定められた額を交付される収入のこと。
	インフラ系施設	道路、橋りょう、公園の都市基盤施設のこと。
カ 行	橿原市公共施設白書	公共施設カルテに記載している施設を対象（ただし、公園施設は対象外）とし、同一分類ごとにコスト情報や利用状況などを整理したもので、今後の施設のあり方を検討していくための基礎資料としたもの。令和 8（2026）年 3 月の本計画改訂時に本計画へ統合された。
	橿原市施設分類別基本の方針	本計画の三つの基本方針を実現させるために、施設評価で把握した課題や、市民参加型ワークショップで出された市民意向も踏まえ、施設分類ごとに保有総量の最適化や長寿命化の推進等に向けた方針を定めたもの。令和 8（2026）年 3 月の本計画改訂時に本計画へ統合された。
	橿原市ファシリティマネジメント基本方針	本市の公共施設を効率的に運営する手法として、ファシリティマネジメントの考えに基づき、今後の総合的かつ計画的な管理の推進に向けた基本的な方針を示したものとして、平成 28（2016）年 3 月に策定。令和 8（2026）年 3 月の本計画改訂時に本計画へ統合された。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
	橋りょう	河川、谷、道路、鉄道などの障害物を越えるために架けられる構造物の総称。
	減築	建物の大規模改修・建替えなどの際に、延床面積を減らすこと。
	公営企業施設	本市の下水道施設のこと。
	公共施設	庁舎や公民館、学校、住宅などの公共建築物（いわゆるハコモノ施設）のこと。
	公共施設カルテ	本市が保有している公共施設及び公園内の建物を対象として、建物の基本情報、コスト情報、サービス情報（利用状況）などを表したもの。
	公共施設等	公共施設、インフラ系施設、公営企業施設の総称。
	公共施設等マネジメント	公共施設等を重要な経営資源と捉え、市民の要望や人口動態などを踏まえて施設の運営状況、利用状況、老朽化度などを調査・分析し、施設の保有量の最適化や、維持管理の適正化、空きスペースの有効活用などを実施し、効率的な管理運営を推進していくこと。

	更新	老朽化などに伴い機能が低下した公共施設等の建替えや大規模改修により、同程度の機能に再整備すること。
	固定資産台帳	本市が保有する固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、資産ごとの取得価額、取得日、耐用年数等のデータが記載されている。
サ 行	自主財源	市税や使用料及び手数料、寄附金など、市が自主的に得る収入のこと。
	施設維持保全マニュアル	施設管理担当職員が定期的（自主定期点検／年1回定期的に行う点検）又は日常的（日常点検／日常使用時などに行う点検）に実施する点検要領を記したマニュアル。これにより、施設の機能を維持し、不具合の早期発見につなげることができる。
	指定管理者制度	建物の維持管理や施設の運営などを委ねる制度のこと。この制度の導入により、従来は地方公共団体の出資法人などに限定してきた公の施設の管理運営に、株式会社やNPO法人といった民間事業者も参入できることとなった。
タ 行	耐震基準	昭和56（1981）年6月1日以降の新しい耐震基準のことを新耐震基準と呼ぶのに対して、昭和56（1981）年5月31日までの耐震基準のことを旧耐震基準と呼んでいる。
	大規模改修	公共施設の基本性能を維持するために定期的（20～30年ごと）に実施する修繕工事のこと。
	脱炭素社会	地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す社会のこと。
	長寿命化	長寿命化改修（建物の構造躯体の経年劣化を回復させ、建物耐久性を高める工事のこと）や予防保全（建物の機能や性能を快適に保つために計画的な点検を実施すること）の取り組みによって建物の劣化を遅らせ、構造的な寿命を延ばすこと。これにより、建物を将来にわたり長く使い続けることができ、工事費を大幅に縮減する効果が期待される。
	統合	二つ以上の公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を、一つに集約すること。
	投資的経費	公共施設やインフラ系施設などの新設・改良などにかかる費用のことで、社会資本を形成するための経費のこと。
ハ 行	廃止	当該施設での行政サービスの提供を停止させること。
	パブリックコメント	地方公共団体の基本的な計画等の策定や変更等を行う際に、その内容を広く公表し、市民等から直接に意見を求め、その意見を計画等に反映させる機会を確保するための手続のこと。

	非構造部材	建物の躯体ではなく、天井や窓、照明器具、空調設備などの部分。大規模地震では避難所の天井材が崩落して被害が生じた例もあり、耐震対策の中でも重要とされている。
	P F I	Private Finance Initiative の略。PPP の代表的な手法の一つで、公共施設等の建設・維持管理・運営について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。
	P P P	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、公設民営（DOB）方式、自治体業務のアウトソーシングなどが含まれる。
	ファシリティマネジメント	施設の資産全般（ファシリティ）を経営資源として捉え、適正管理（マネジメント）を図りながら、総合的に企画・管理・活用する経営活動のこと。
	複合化	公共施設の複数の機能を一つの建物内に集約すること。更新・維持管理費の縮減につながるだけでなく、それぞれの機能に相乗効果と付加価値を与えるメリットがある。
	普通会計	学校教育や福祉、道路や消防等の一般行政部門の会計のこと。地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されているが各団体の会計区分は一律ではないため、比較可能となるよう統一的方法により整理されたもの。
ラ 行	ライフサイクルコスト	建物の企画・設計段階から建設、維持管理、大規模改修、取り壊しにいたる過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額のこと。

橿原市公共施設等総合管理計画

発行年月 : 令和 8 (2026) 年 3 月

発行・編集 : 橿原市 財務部 資産経営課

住 所 : 〒634-8509 橿原市内膳町 1 丁目 1-60 (橿原市役所分庁舎)

電 話 : 0744-47-4111 (直通) ファックス : 0744-47-2747

